

平成19年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成19年9月12日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 久 保 敏
書 記 熊 谷 あけみ

1. 出席議員(26名)

議長 26番 小野寺 一 知 議員
副議長 19番 熊谷吉 正 議員
1番 佐藤 靖 議員
2番 植松 正 一 議員
3番 竹中 憲 之 議員
4番 川村 幸 栄 議員
5番 大石 健 二 議員
6番 佐々木 寿 議員
7番 持田 健 議員
8番 岩木 正 文 議員
9番 駒津 喜 一 議員
10番 佐藤 勝 議員
11番 日根野 正 敏 議員
12番 木戸口 真 議員
13番 高見 勉 議員
14番 渡辺 正 尚 議員
15番 高橋 伸 典 議員
16番 山口 祐 司 議員
17番 田中 好 望 議員
18番 黒井 徹 議員
20番 川村 正 彦 議員
21番 谷内 司 議員
22番 田中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
副市長 今 尚文 君
副市長 小室 勝治 君
総務部長 中尾 裕二 君
生活福祉部長 佐々木 雅之 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 野間井 照之 君
福祉事務所長 中西 薫 君
上下水道室長 和田 博 君
教育長 藤原 忠 君
教育部長 山内 豊 君
市立総合病院院長 内海 博司 君
市立大務局長 三澤 吉巳 君
市立大務局長 三澤 吉巳 君
会計室長 成田 勇一 君
監査委員 森山 良悦 君

○副議長（熊谷吉正議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

1 番 佐 藤 靖 議員
15 番 高 橋 伸 典 議員

を指名いたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

自治体基本条例の制定について外2件を、高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 議長より指名をいただきましたので、さきに通告をしております順に従い、順次質問をいたしてまいりたいと思います。

最初に、自治体基本条例の制定について質問をいたします。自治体の基本条例は2001年に二セコ町から発し、6年が経過し、全国各自治体で基本条例の制定の取り組みが進められております。個々の基本条例の名称は、昨日もありましたけれども、自治体基本条例、まちづくり基本条例、市政基本条例など名称はさまざまありますが、それぞれの自治体がこれまで行ってきた市政運営を総合化、体系化して自治体運営の基本のルールを条例化していると私は認識をいたしております。窮迫化する財政事情の中、自己決定、自己責任が求められる分権時代、政策の厳しい吟味、選択、合意が不可欠な状況にあると思います。それだけに自治体運営の基本ルールを具体的に規定をする自治体基本条例の制定は、まさに急務の課題だと考えます。

当市においても市長は、本来3月の第1回定例会の市政執行方針で自治体基本条例の制定に取り組むことを明らかにすると同時に、予算措置を図

られました。市政執行方針では、市民主体のまちづくりの推進体制の整備の必要から、条例制定に向け、作業を進めると述べられておりますが、今回の条例制定に向け、自治体運営の基本理念と理念を具現化する基本原則制度をどのようにとらえておられるか、基本的な考え方についてお伺いをいたしたいと思います。さらに、条例の実施時期と、あわせてこれに向けた今後の取り組みについてもお伺いをいたします。

2点目に、市民活動の支援充実について質問をいたします。名寄市における住民実践活動は、私は道内でも誇ることができる町内会活動を初め、ボランティアサークル、各種市民の会等々、数多くのサークル、団体が活動を続けております。活動に参加している多くの市民の皆さんは、みずからの精神的、肉体的な健康を保持するとともに、市民同士の支え合いへと発展をしているケースも数多く見受けられます。こうした市民の皆さんの自主的活動を高く評価すると同時に、NPO法人化等、さらに一步踏み込むことによって活動の領域を広げたり組織の安定化につなげることができるのではないかと考えております。決して自主的活動を阻害をしたり、あるいは強要をするものではありませんけれども、NPO法人のメリット、立ち上げに伴う課題、先進地事例など、NPO法人に向けてしっかりとサポートをする（仮称）NPOサポートセンターを設置すべきと思いますが、積極的に対応されるか否かをお伺いをいたします。また、既存NPO法人に対しまして行政としてどのような対応をなされているのか、あわせてお伺いをいたします。

3点目に、国保税の今後の見通しについて質問をいたします。平成18年度の税制改革に伴い、住民税の所得割税率が一律10%にフラット化されたことや定率減税が全廃されたことに伴い、6月に受け取った市道民税の納税通知書を見て驚き、引き続く7月の国民健康保険税の大幅な増額に生活への危機感を募らす多くの市民の声を耳にした

のは私だけではないと思うのであります。

国民健康保険制度は、相互扶助の精神に基づくものであり、被保険者の担税能力に応じる応能部分と被保険者になることによって得られる応益部分によって賦課され、この応能応益割合によって低所得者に対する軽減措置が図られることも私自身も理解をいたしております。さきの行政報告において、今年度の税率見直しにより応能応益割合が48.46%となりまして、基礎賦課分で3,841世帯が軽減実施世帯となり、総世帯数に対する実に60.8%が軽減世帯に当たる旨、報告がありました。私は、裏を返すと39.2%の世帯、とりわけ退職被保険者が重税感にあえぐ結果とも考えられるわけでありまして。

今回の税率改正に当たり、この間の税制改正による公的年金控除の縮減及び老年者控除の廃止や合併に伴う賦課税率の統一などなど、特殊な要件も重なり、変化の激しい状況にあったと思います。こうした中で、所得割の大幅な税率引き上げがなされましたが、被保険者間の課税負担のバランスにどのように配慮をされたのかお伺いをいたします。

さらに、医療保険制度の改正により平成20年4月から施行される70歳以上の療養の給付に係る一部負担金の割合の改正、75歳以上の後期高齢者の医療制度の新設などに伴い、今後の国保税の見通しをどのようにとらえておられるか所見をお伺いをいたしたいと思っております。

以上を申し上げまして、私のこの場からの質問を終わります。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） おはようございます。ただいま高見議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目、2点目は私から、3点目は生活福祉部長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、（仮称）自治基本条例の理念、原則の基本的考え方についてお尋ねがありました。自治

基本条例は、市民自治を基本に自治体運営の理念など、自治体として基本的な枠組みを条例として明らかにするものであります。自治基本条例において、自治体運営あるいはまちづくりの究極的な理念、目標を規定し、それを総合計画で実現していくものであると認識をしております。

名寄市は、この3月に総合計画を策定しましたので、自治基本条例は結果として総合計画を軸として策定し、また総合計画の推進のための役割を担う位置づけともなります。つまり自治基本条例を制定することによって、総合計画の推進をどのような理念、原則でどういう制度、仕組みで行うかを明らかにするものであると考えております。したがって、住みやすいまちづくりを目指すには総合計画で示しております市民主体、市民参加、協働、情報公開が基本条例の基本理念、基本原則の柱になるものと考えております。

次に、実施時期と今後の取り組みについてもお尋ねがございました。現在庁内におきまして、自治基本条例制定に向けた準備や環境整備を図るため検討委員会を設置し、研究を進めております。今後は、多くの市民の皆さんから意見をいただくことと、あわせて今年中に仮称ではありますが、市民検討委員会を設置をしまして、平成20年度中には議会にも相談をしてみたいと考えております。

次に、市民活動の支援充実についてお尋ねがありました。市政運営の基本方針として、市民と行政との協働のまちづくりを施策推進の基本的な考え方に掲げ、市民と行政が互いに連携してまちづくりを行う協働のまちづくりを進めております。そうした観点からも行政の手だてではどうしても足りない部分に光を当てる役割を持つボランティアやNPOなど、市民活動団体の活動は大きなものがあり、その育成は不可欠なものと考えております。名寄市においては、現在5つの団体がいろいろな立場でNPO法人として公益的活動を行っておりますが、これからも市民活動団体と連携し

た協働のまちづくりを目指していくことは大変重要なことであると考えております。平成17年8月にNPOの設置支援のために相談窓口を開設いたしました。現在1件の相談を受けただけにとどまっているのが現状でありまして、市民への周知が足りないことも原因の一つかと考えており、改善を図ってまいりたいと考えております。

また、市民活動団体の支援につきましては、御指摘のとおり行政としての総合的な受け皿がないのが現状であります。今後は、市民参加のまちづくりを積極的に進める観点からも市民活動団体の活動の充実などに支援できる方策について、先進地の事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

また、既存のNPO法人に対する対応につきましては、その自主性、自律性を尊重しながら活動の環境整備を図るなどの支援をしているところであります。自立した活力ある活動を展開するために行政が果たすべき役割等について、あるいは市民や地域が果たすべき役割について、関係する機関、団体と相談をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから国保税の今後の見通しについて、まず最初に被保険者間のバランスについてお答えいたします。

平成19年度の税率改正は、平成18年度の賦課において応能応益割合の結果を注目するとともに、平成17年度の旧名寄市、旧風連町の国保会計で基金を繰り入れし、決算した状況、当初賦課での歳入不足分を基金繰り入れて作成した予算、介護納付金の納付において納付額と徴税額との乖離の解消をベースに需要額に見合った税率を考慮して実施いたしました。言いかえますと、低所得者軽減措置の現状維持と基金に依存しない財政運営を可能とすることでありました。

旧名寄市におきましては、平成10年度に資産割を45%から15%に引き下げ、さらに平成12年度の介護保険制度の創設により医療病床から介護病床へのシフト化が急速に進み、国保財政は堅調に推移し、平成15年度から基金を活用しながら税率の引き下げを実施して住民の負担軽減を続けてまいりました。旧風連町では、平成17年度賦課から国保税基礎賦課分について旧名寄市と同じに、主として資産割を71%から15%に改定する税率を見直し、住民負担の割合は統一され、税額で6,000万円を超える負担軽減となりましたが、基金に大きく依存することになりました。税率の引き下げの結果、旧名寄市における平成17年度の被保険者1人当たり保険税額は6万1,300円で全道35市中32位になりました。近隣の士別市と比べると8,600円低いことになりました。資産割につきましては、旧名寄市が行ってきた過去数次にわたる税率改正で、高率の資産割は資産税の二重課税との意見があり、税率の下方修正が加えられてきた背景があります。これらを踏まえ、運営協議会に提示した税率改正の試算では、2年続いて取り崩した合わせて2億円近い基金の額を視点に、応能応益割合の改善を指標としたシミュレーションを行い、必要額を満たす税率として所得割13%を選択いたしました。

議論の中では、先ほど申し上げました資産割についての考え方を踏襲していくことで需要額の見きわめとそれを所得割による増収を図る場合の所得割の率が果たして受け入れられる割合であるかどうかの点でしたが、シミュレーションで求めた1人当たりの課税額及び世帯当たりの課税額が平成18年度の全道各市の状況と比較して、前年度の最下位に近い位置から中の下位に属するというもので了承をいただきました。事務レベルでは、平成10年度以降の旧名寄市、旧風連町の被保険者1人当たりの税額の最高額、一般分で7万3,331円、退職分で11万7,541円を上回らないとの検討も加え、平成19年度の当初賦課ではそ

れぞれ6万6,617円、9万4,533円となりました。この税率改正により、名寄市の国保でその半数を占める低所得者に対する応能応益割合の確保により7割、5割、2割の軽減措置は継続できることになりました。

ただ、議員御指摘のように資産割についての検討が二重課税という意見により封印されてきた部分も踏まえ、軽減の適用を受けない約半数の被保険者世帯が所得割で負担した現状を認識し、総額の上では需要額を満たした賦課ではありますが、被保険者の個々に着目するとバランスを欠いているとの御指摘を謙虚に受けとめ、平成20年度の税制改正に向けて配慮をまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、医療保険制度の改正に伴う税負担の今後の見通しについてであります。平成18年度の政府による医療制度改革大綱により保険制度は大きな変革がなされました。議員御指摘の前期高齢者は、平成20年4月より窓口の負担が1割から2割に変更になり、被保険者の応益負担がふえることとなります。保険者ベースで申しますと、平成18年度の実績で前期高齢者の給付に要した経費では約5億6,910万円で、負担割合の変更の影響額は5,691万円程度と想定されます。これらは、被保険者の受益者負担としての応益負担の強化が国の考え方だと考えております。

平成20年度の国民保険税の税率改正には、これまでの基礎賦課分、介護賦課分の2つのカテゴリーから後期高齢者医療制度支援分が加えられて3税目の構成となります。また、賦課限度額では基礎賦課分が47万円、新設の支援分が12万円とされ、介護分を加えた賦課限度額の総額は68万円と従来から比べますと3万円の増になるというふうに考えております。当初賦課では、後期高齢者医療制度に移行する被保険者を除く74歳までの被保険者で算定され、約4,400世帯、被保険者数では7,800人程度と推定しています。平成20年度賦課では、所得割の税率により一定の

所得層、特に年金生活世帯から寄せられた重税感の分析を踏まえ、賦課の標準割合、これは国から示されているのですが、所得割40%、資産割10%、均等割35%、世帯割15%の原点に立ち返って公平な賦課、被保険者間のバランスのとれた税率改正に努めてまいりたいと考えております。

なお、基金を活用した激変緩和につきましても、平成18年度の収支及び本年度の当初賦課を踏まえた今回の補正予算で明らかなように、賦課総額がそのまま予算に反映できないことや前年度繰越金4,300万円を含めても基金を2,700万円取り崩す状況であることを御理解いただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） それぞれ答弁をいただきましたけれども、再質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、自治体基本条例の関係についてお答えをいただきました。私は、この種問題については少なくとも平成16年から風連町との合併協議等々を含めて、これらの中でもとりわけ一体感を持った市政運営をしていく、あるいは市民の皆さんにしっかりと市政運営の状況について理解をいただき、さらに協力をいただくと。そういう面では、私は基本的な議論として自治体基本条例あるいは基礎自治体の新たな制度として、自治区の問題等々について私は議論が相当数あったと理解をしているわけであります。今の総務部長の答弁では、総合計画をベースにしながら、そうした事柄についても整理をしていくということでありますから、総合計画重視について私は異論を挟むものではないわけでありますけれども、しかし今日まで市政を運営してくる上では、それぞれの私は市民に対する例えば情報公開の問題等々を含めて、できるだけ透明性なり、あるいは市民の理解をいただく、そういう市政運営を進めてこられたと思うのであります。

そういう面では、私はこの自治体基本条例については、まさに名寄市の最高条例、最高規範をつくり上げるということでもありますから、これら合併協議会あるいは合併の議論以来、今日まで当然市執行部においても議論がなされてきているのではないかというふうに思います。そうした面では、庁内に検討部会を立ち上げて今議論をされているという報告がありましたけれども、少なくとも検討部会職員の議論をする前に、執行者としてこれらの基本条例に対する基本スキームと申しましうか、基本的な枠組みについて庁議等で相当な議論があって、それらに基づいて具体的な庁内議論、検討部会等が設置をされたのではないかというふうに思われるわけでもありますけれども、そういう面で庁議等での基本的な議論なり基本スキームについての特徴的な点についてあれば、お話をいただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいまの高見議員の御指摘のとおり、手続的には逆転現象を起こしております。本来的には自治基本条例があって、それに基づいて総合計画なり、その他の計画が出てくるということは十分承知しておりますけれども、合併等の手続の関係もございまして市民憲章であるとか、あるいは総合計画、さらにそれに先行した新市の建設計画の中で既にこの部分の自治基本条例の理念については想定をしながら、それぞれの作業が前後しますけれども、そごを来さないということの押さえで進めてきたということを一とつ御理解をいただきたいと思います。

それから、もう一点、庁内論議でありますけれども、実は今回のワーキングは公募も含めた40歳以下の若手の職員ということで構成されておまして、既に検討の会合も14回を重ねておりますけれども、こうした手法あるいは総合計画なり新市の建設計画との整合性も含めては庁議あるいは部長、次長会議でしっかりとした確認をしながらこうした作業を進めているということで御理解

をいただきたいと思います。

今後につきましては、先ほども答弁させていただきましたように市民の組織と並行しまして、今度は部長、次長の構成によるいわば総合計画をつくり上げたときと同じ手法で庁内の議論と市民の皆さんの議論を組み合わせをしてきちっとした整合性をとっていくと、こういう作業に移る予定をしております。ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 私は、率直に申し上げさせていただいて、これまで合併後の新名寄市の例えば市政執行方針なり、あるいは行政報告等々を見てまいりまして、どうも率直に言って自治体基本条例なり、あるいは自治区の関係について情熱と申しましうか、思いが伝わるような、そういう議論なり、あるいはメッセージが実はなかなか出ていないのではないかと思うのです。

私は、この種の基本条例の問題について細部にわたっていろんな議論をしていく、時間をかけて市民の声を聞きながら整理をしていくということについては、当然そういうことだと理解をしておりますけれども、しかし一方では今日までの行政運営を、あるいは欠点、あるいは強化をしていく部分を含めて、今日までのそうした市政運営の総合的あるいは体系化をしていくのがまさに私は基本条例のあるべき姿だというふうに思うわけでありまして、そういう面では今日まで市政運営に携わってこられたやはりリーダーとして一定の考え方をしっかりと指し示して、市民に理解を求めるといよりも職員内部の議論なら議論を、それに向けて議論展開をしていくということであれば、作業部会でもそういう面では、私は方向性が他市の状況だとか、いろんなものはありますけれども、名寄市独自の問題として例えば取り入れていく部分の中には自治区の問題等があると思うのであります。そういう面の整備がどうされてきたのか。

自治区の問題は自治区の問題として、今それぞ

れ議論は町内会等々でされてきております。町内会の意見を聞くということでありませけれども、しかしきのうもありましたように、そういう面では1つの考え方をしっかりと打ち出さない限り、私はある面では誤解を招くような状況で自治区のあり方が問われるような状況になると思うのでありまして、そういう面ではやっぱり基本的な部分をしっかりと整理をして、それをメッセージとして送り出して、そしてそれに向けてどういう肉づけをしていくのか、こういうことが欠かせられないと私は思うのでありまして、そういう面では今申し上げましたように総論的な話ではなくて、基本条例の関係については一定の理解はいたしました。しかし、自治区の問題を含めて基本条例の中に取り込もうとしているのか否か、この点についてだけでもお答えをいただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 今後の作業としまして、自治基本条例とあわせて連動する個々の条例あるいは規則の洗い出し、見直し作業もまた1つございますし、あるいは自治基本条例を中心とした予算あるいは総合計画、評価、行革の連携といった作業も出てまいります。これらにつきましては、御指摘のありましたように情報公開に努めているところではございますけれども、手法のつたなさも含めてなかなか方向が市民の方に見えづらいということも含めまして、今後しっかりとした対応をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 私は、議論の中身をどうこうではないわけでありませけれども、少なくとも私なりに思うことを申し上げさせていただくならば、今申し上げましたような総務部長の答弁でありませけれども、少なくともこれまでの多くの自治体で基本条例が策定をされてきてありまして、それなりに職員であり、私ども議員にしてもそれなりの学習を進めてきていると私は思うの

であります。そういう面では、細かく申し上げることは、時間の問題もありますけれども、今日までのいろんな市政運営の中で、単に基本条例そのものが理念的な条例で終わっている実は条例も私はあると思うのであります。

そういう面では、名寄市がこれからつくり上げようとする基本条例については、そうした理念だけの条例ではなくて、少なくとも例えば市民の市政参加について、例えばでありますけれども、単純に市民参加の権利だとか、あるいは市民参加の推進、そうした条文だけの整理ではなくて、具体的に市民参加をいただくための市民参加条例なり、あるいはきのうもいささか話がありましたけれども、パブリックコメントの事務条例等々を含めて、そうした基本条例にプラスをして関連条例を整理をしていく、そういう総合的な自治体基本条例を目指していく。そういう考え方なら考え方を少なくとも今執行体制にあるものとして提起をしながら、職員議論なり、あるいは市民議論に付していくというようなことであって、私は内部の状況を細やかに今ここで議論をするということではなくて、目指す方向をまずしっかりと整理をすべきではないのかと、そういう意思があるのかないのかということをお伺いをしているのでありまして、そういう面では今申し上げました市政への市民参加の部分で条例問題、あるいは情報公開の問題は既にもう情報公開条例があるわけでありませけれども、しかしこれが今の時代にもう少し改良をしなければならぬかどうか。そういう基本条例と合わせたいわば関連条例の整備をしていって、市民が見ても首長が、あるいは議会が、職員が見て、そしてその基本条例に基づいて市政の基本運営がされていくのだと、ルール化されるのだと、そういうものを目指すという決意をやっぱりしっかり持たなければならないのではないかという意味合いで、私は少なくとも基本スキームをどういうふうと考えておられるかということをお伺いしているのでありまして、そういう点についてもっ

と具体的に御答弁をいただきたいと思います。

加えて、そういう中にほかの自治体では余りこれまで見られなかった地域自治区の問題について、基本条例の中で明確にしていくかどうかということについても、これは1つのフレームでありますから、考え方をお知らせをいただきたいと思いません。

○副議長（熊谷吉正議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 基本条例の関係につきましては、きのうも市長のほうから考え方を答弁をしておりますけれども、お話がありましたとおり自治体運営の基本ルールを決めていくと。どなたが選挙で選ばれて首長になっても、この最低ラインのこういう運営だけはきちっとやっていくと。首長のリーダーシップによって、その基本的なものに厚みをつけていくことはあるかもしれませんが、最低限の市政運営の基本というのをこの中で決めていくということでもあります。

合併後の住民説明会でも例えば地域自治区の説明をさせていただきました。そのときにも今までは、例えば地域懇談会なんかは市の、あるいは町内会連合会と連合しますけれども、任意でやっているという状況でございます。しかし、これらも条例の中できちんとうたうことによって、任意でやるということではなくて、それは基本的なルールとしてやっていこうと、こういうようなことなども含めて説明をさせていただいております。

そういう意味では、自治基本条例の中に単に理念だけでなく政策、その市政運営の基本ルール、こういったものをきちんと求めていくと、決めていくというようなことを考えて今日まで事に当たってきているところでございます。このことがなかなか伝わらないぞという御指摘があったと思います。しっかり伝えるような努力をして、今後努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 私は、実はきのうの議論を聞いて、副市長の答弁を聞いて驚いたわけ

でありますけれども、地域自治区の問題については既存町内会との役割分担その他を含めて、なかなか理解をいただくことができないというお話がありました。実は、私も地域自治区の関係で、地域町内会の役員会で担当課長なり、あるいは担当者を含めて、夜分にもかかわらず来て説明をいただきました。そうした取り組みについては、私は担当課長あるいは担当者の取り組みについては評価をさせていただきたいと思いません。

しかし、これについて、こうした実は前進地域コミュニティーというパンフレットもいただきながらお話をいただきました。私は、最大限やっぱり欠けている部分というのは、行政の側から市民の意向をしっかりと反映をする、聞く、そういうシステムとしてこの地域自治区を設定をしていくのだと。あるいは、地域自治区内において計画なり、あるいは今後の変更が出る、そういうようなときには諮問をしたり意見を求めて地域自治区の声をしっかりと市政に反映をしていくのだと。そういう基本的な考え方をやっぱり私は打ち出していくことによって、これまでの地域町内会活動は地域町内会としてのいろんな実践活動、敬老会を行うとか、あるいはSOS、いろんな子供に対する地域で取り組みをしている部分もありますから、これらの部分は地域町内会でそれぞれやっている部分を重複をするような形ではなくて、行政の側が自治区に対して何を求めるのだと、基本的な考え方が実は明記をされていないのではないかというふうに思うのであります。

私は、合併特例区の風連の問題は風連の問題で、合併特例区の中でこれは来ているわけでありまして、そして、旧名寄地区におけるものについては自治法に基づく一般制度として行政区タイプのものを設けるということをもう言明しているわけでありまして。名前がどうのこうのではない、中身をどうするか。つまり基礎自治体における住民自治の充実や行政と住民の協働、協力のかかわりを新しい仕組みとしてつくり上げていくのだという私は情

熱を感じないのです。ですから、町内会での説明でも私はいろんな意見が出たり誤解を招く部分があるのではないかと。制度立ち上げまでにはいろんな問題があると思うのでありますけれども、私はそうした面では担当部局の努力は、これはこれとして評価をいたしますけれども、しかしそうした一貫した考えがなければ、私は極めて誤解を招いて地域自治区に対する理解度が変わってくるのではないのかというふうに思うのでありますけれども、その点について、今副市長から基本条例の中でもある面明確にしていくというような話でありましたから、ぜひそういう方向で、しかもそれが制度として確立をすれば、モデル地域みたいに1カ所、2カ所やっていきますなんていう話では私はないと思うのであります。そういう面では、もっとしっかりと地域自治区のあり方あるいは基本条例に対する位置づけ等々を含めてぜひ整理をいただきたい。

そして、私が申し上げましたように名寄市が作り上げる自治基本条例の問題については、そうした理念だけの条例ではなくて、だれが見てもわかるような、いわば自治基本条例プラス関連条例をしっかりと整理をして、そういう総合型の基本条例を求めてまいりたいと思いますけれども、その点についての決意だけでも結構でありますから、お答えをいただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 自治基本条例の議論が始まりまして、特に自治区の議論が中心でありましたけれども、町内会長を初め、皆さん方と何回か議論をさせていただきました。どうもわかりづらいという点や、あるいは何をしたらいいのか、町内会の活動との重複等もあって、きのう6点にわたっていろんな意見を集約をさせていただいたというふうに話をさせていただき、それを具体的にどのように解決していくかということこれから作業として進めるわけでありましてけれども、そのバックボーンといたしましては当然地域分権の

考え方、そして地域内分権の考え方、こういったものをバックボーンとして持っております。しかし、そのことを前面に出した議論というのは、なかなか今までの議論の中で地域分権のことはわかりつつも、具体論のほうに今は終始をするということになりますから、バックボーンとしてはきちんと地域分権や地域内分権の考え方を持っている、そして行政と地域自治区の関係についてもきちんと持っているという、そういうバックボーンで議論を進めるつもりでございます。

そのことの整理といいますか、決意といいますか、そういったことがなかなか見えないという点については、やはり具体論に入っていっているという段階ではバックボーンのほうは少し見えづらくなっているかなというふうに思っております、その点は関連をしながらきちんと議論を進めていきたいというふうに考えています。

先ほど申し上げましたように、単なる理念の条例だけでは、なかなかその条例を使いこなせないと言いますと語弊がありますけれども、住民の側からこういう条例があるから、こうすべきだということにもなかなかないというふうに思っています。したがって、できるだけ、余りぎしぎしにはなりませんけれども、きちんとした使い勝手のいい条例、使える条例というふうにしていきたいというふうに思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 時間の関係もありますから、ぜひ申し上げましたように、そうした意味では市民が、そして首長が、議会が、職員が見て、この条例に基づいて市政の基本的な運営がなされるということが理解でき得る自治基本条例のメリットを最大限に生かした方向での整理をぜひお願いをしたいというふうに思います。個別の議論は、また個別の議論としてさせていただきたいと思います。

2つ目には、国保税の見直しについてお伺いをしたいと思います。担当部長からも話がありまし

た。私は、冒頭も申し上げましたように国保税はお互いに相互扶助の精神に基づいてやらなければならないわけでありますから、大変厳しい状況にあることは理解をいたしております。しかし、部長答弁にもありましたように今回の改正は所得割については9%が13%になる、4%の引き上げ、これは率にすると実に44%ぐらいの所得割の引き上げということになるわけでありまして、そういう面では私は非常に応能応益割合が50対50の標準的な適正課税ということがあると思うのでありますけれども、48.46%ですから、応能応益割合を整理をして、そして軽減措置を受ける、こういう実態は何としてもつくり上げていかなければならないと。これには、私は異論を挟むものではないわけでありまして、とりわけ名寄市の7割、実は軽減措置者がこの全体の40%強に当たるわけでありますから、7割の軽減措置を受ける世帯の所得額は33万円以下になるわけですよ。33万円の所得者が国保加入者の実に45%近くおられるわけでありますから、そういう面では私は所得割だけを整理をしていく、いじるということになると、これは申し上げましたように一部の部分に過重な負担になっていくだろうというふうに思います。

そういう面では、私もかつての議会の中で固定資産税の課税について、これについては資産割については二重課税ではないのかという御指摘もした記憶もありますけれども、しかし名寄市の今の国保世帯の実態を見たときには、私はやっぱり資産割の部分についても一定の見直しを行う、あるいは所得割とのバランスをとって、そして応能部分の整理をしていくということでないのかというふうに思うのであります。とりわけ風連町との合併によりまして、風連町の資産割が71%だった、これが15%に変わった。合併したのですから、税率を統一されることについて私は異議を挟むものではないわけでありますけれども、しかし新しい名寄市の合併後の応能割合の所得資産割

についてどう考えていくのか。この点については、やはり知恵を働かさなければならぬのではないのでしょうか。私は、いろんなシミュレーションをして本当に所得割、資産割のバランスをしっかりと、名寄の今の所得の状況を、国保加入者の所得の状況をしっかりと把握をして整理をしていくべきだと思うのであります。

さらに、話がありましたように20年4月からは、まさに70歳以上の高齢者の皆さん方がこれまで病院にかかるとき1割負担であったものが2割負担になるわけでありますから、ですからそういう面では後期高齢者の制度の見直しの問題はまだ不透明な部分があるのかとは思いますが、少なくともお話にありましたように国保会計から保険者として医療費を支払う部分は、私は減少していくことだけは間違いのない事実だというふうに思うのであります。そういう面では、これまでややもすると国保税の税率決定をすると二、三年様子を見るというような状況があったわけでありまして、そうではなくて目的税と、こういう意識を持ったら、私は来年度について、20年度についての税率改正を含めて、医療費で加入者が負担増加をするわけでありますから、税の部分について軽減をしていく状況を最大限努力をしていくべきでないのかと。額的にどうなるこうなるということは、今の段階で答えることができないことは十分承知をしておりますけれども、基本的な考え方としてそうした部分をしっかりと持ち合わせて改正に向けて努力をしていただきたいというふうに思いますけれども、再度その点について担当部長の考え方をお聞かせをいただきたいと思えます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 国保税をどのような形で負担してもらおうかにつきましては、3税方式と4税方式がありまして、資産割を抜いたものが3税方式、含めたものが4税方式になっていきます。全道的な傾向としましては……

(何事か呼ぶ者あり)

○生活福祉部長(佐々木雅之君) はい。都市部の関係につきましては、所得の伸びを見込むということで資産割を減少もしくは取っていないというところがあります。

先ほどの今回の税率改正の中で、いろいろ退職者の方々から重税感という形の御指摘がありましたので、例えば土別市の資産割40%、過去名寄市が平成9年のときに45%いただいていたので、それを使ったときに所得割が13から11.5に引き下げたときのシミュレーションを実はしておりまして、これをやった場合につきまして医療費分について一般分で350万円の増、退職者の分でいうと530万円の減、全体差し引きで180万円の減になりますが、退職者の方々の負担が若干軽減すると。所得割を上げることと資産割との相関関係がありますので、若干退職者の方につきましては被保険者一人頭で計算しますと約2,400円の減になったのではないかと考えています。ただ、個々それぞれの負担の状況が違いますので、1つの平均値として御記憶いただきたいと思っています。

それから、来年から始まります後期高齢者医療制度の中で、一定年齢の方々が国保会計から抜かれて別制度にいきまして、残った国保の財政運営につきまして、先ほど言いましたように資産割については二重課税という観点がありましたけれども、裏を返しますと被保険者の中を個別に見てみますと雇用主と雇用される方、それから財産を持っている方と持っていない方、ここらも含めて、それから市だけでなく町村でありました風連町と市の名寄市が合併しましたので、産業形態、経済形態も従前の旧名寄市単体から見ると変わっているのかと思っています。その辺を含めまして、たまたま今回は国の税制改正が大きく動きまして、その時期に国保税の税率の見直しをしなければいけなかったという部分もありまして、被保険者の方々には随分重たい負担感があるかと思っています。

ます。ただ、裏を返しますと過去取り組んできた名寄市が国保税率を下げてきたことの裏返しという一面もあろうかと思っています。今議員から御指摘ありましたように、より細かな国保の分析をいたしまして、適切な課税になるように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長(熊谷吉正議員) 高見議員。

○13番(高見 勉議員) 御丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。私は、そうしたアンバランスをぜひ是正をする姿勢を持って対応していただきたいということを要望しておきたいと思います。

最後に、市民活動支援の充実についてでありますけれども、NPOの関係、私は必ずしもNPOができれば、それがすべて活動の領域を広げたり、あるいは組織の安定につながるということを言っているわけではないわけでありまして、しかしいろんな行政報告なり、あるいは執行方針の中でも市民団体なり、あるいはNPO等々を含めて協力体制をしていくというような状況が言われているわけでありまして、答弁の中では17年に相談窓口を設置をしたけれども、1件ぐらいいしかなかったということでありまして、そういう受け身の体制ではなくて、NPO法人を立ち上げるのにどういうことがあるのだろう、大変なのかと、いろんなやっぱり市民の側の、あるいは団体、サークルの皆さん方にはあると思うのであります。そういう面では、しっかりとやっぱりサポートをしていく。NPOサポートセンター、これは民間でできれば一番いいわけでありまして、私は設置を一定期間しながら、そうした形を誘導をしていくと言うと語弊があると思いませんけれども、行っていく必要があるのではないのかというふうに思うわけでありまして。この点については、再度お答えをいただきたいと思っています。

さらに加えて、既存のNPO法人に対して具体的な窓口がないというようなお話でありました。

私は、既存のNPO法人がそれぞれ独立をされてやっておられるのかとも思うわけでありすけれども、とりわけ6月の第2回定例会の中でも私は奇異に感じたわけでありすけれども、NPO法人なよろ観光まちづくり協会に対する負担金の問題で削減がありました。お話を内々聞きますと、職員の派遣を行っている。こういうことで、人件費相当分についてカットをしたというようなお話を聞いているわけでありすけれども、これは事実かどうか。そして、事実だとするならば、どういう根拠に基づいてこの法人に対して職員の派遣をなさっているのか。時間もありませんから、簡潔にお答えをいただきたいと思ひます。

○副議長（熊谷吉正議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） NPOの窓口の係につきましたは、先ほど総務部長が答弁をいたしましたので、今後また対応してまいりたいと思ひています。ただ、市がやっていただきたいことをNPOでやっていただくということについては、できるだけそういう誤解を招かないようにしていきたい。あくまでも自主的な活動をどう支えていくかという点でいきたい。

後段お話がありましたNPO観光まちづくり協会に対する対応の仕方でありすけれども、急遽御相談がありまして、現在まで派遣をされていた商工会議所の職員が商工会議所の本部の職員のほうに戻らざるを得ないと、こういうことで人事の問題でお話がありました。私どもも派遣条例をつくっておりませんから、派遣をすることには相なりません。派遣ということではなくて、経済部の次長として位置づけてNPOのこの仕事をやっていただくと、こういうような立場で今回人事を行ったところがございます。人件費については、先ほど言いました商工会議所からの派遣職員の分を市が見ておりましたけれども、それはその分人件費がかからないということで負担金の減額をさせていただくと、こういうことでございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） NPO法人に対してそうした支援を行うということについて、私は間違った方向でされてはいけないというふうに思うのです。私は、職員の派遣が地方公務員法なり、あるいは名寄市の条例に基づいて、どういう根拠を持って派遣をされているのかどうなのか、この点をまず明確にさせていただきたいと思ひます。

時間がありませんから、あわせて質問をしておきますけれども、地方公務員法35条の係と名寄市の条例制定の関連性について明快なお答えをまずいただきたいというのと、この法人が指定管理者としても通称親林館の指定管理者になっているわけでありす。経済部担当の幹部職員がそうしたところに事務局長として配置をされることが本当にいいことなのかどうなのか。私は、少なくともNPO法人が立ち上がってアウトソーシング、業務を移管されることについてボランティア、有償ボランティアであったり、あるいはある面また雇用の拡大につながる要素もあるのではないのか。そういう実は期待も、期待と申しましようか、あったわけでありまして、そういう意味でちょっと方向が違つかもしれませんけれども、NPOの立ち上げをして市が抱えている業務が移管のできるものについては移管をしていく受け皿にも考えていくこともこの地域における雇用の創出にもつながっていくのではないのか。そういう考え方を一面持っているだけに、NPOの問題について市の職員が主要な役割を果たすということについては、私は支援の仕方が違うというふうに思うのでありまして、とりわけ法的根拠も明確にしてお答えをいただきたいというふうに思ひます。

○副議長（熊谷吉正議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） NPOなよろ観光まちづくり協会に対する姿勢につきましたは、御存じのとおり名寄市行政として行っていた観光業務、これは一切人的問題も含めて行政としてはそれをやらない。したがって、名寄市における観光窓口については、すべてNPO法人にするというも

とで、行政の人員も観光担当は減をしたという経過でございますから、その辺については御承知のことだというふうに思っています。

今回の人員のことに关しましては、まことに変則だと私も思っております。もちろん民間人の力を最大限そこで生かすという点では、従来行っていた方法がベストだというふうに考えているところでございます。今回もぎりぎりまでそのことについては議論をしながら、苦肉の策もございましてああいう措置をとったということでございます。派遣ということについては、あくまでも派遣ではなくて経済部としての仕事をさせていただいていると、こういうようなことで今回整理をさせていただいたということでもあります。

○副議長（熊谷吉正議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 派遣ではないと言っても、少なくとも6月の補正で六百数十万円減額しているのでしょうか。私は、そういう詭弁を弄してはいかぬと思うのです。だめですよ。地方公務員法35条、職務専念義務に違反を私にするのではないのかと。これは個人の問題でなくて、任命権者の責任なのです。そういう面で、私は責任をしっかりと感じていただかなければならぬと。そういうまやかしの答弁ではいかぬ。なぜそれでは六百数十万円の減額を6月にされて、すっぼりと事務局長費そこへ入っているのではないですか。私は、そこまで言いたくはなかったわけでありませけれども、そういう面で今の副市長の答弁では理解ができない。少なくとも派遣ではないと。しかし、業務全体はそちらに移行、身分は経済部次長であるかもしれぬ。私は属人名ではなくて、そういう面で地方公務員法あるいは名寄市の条例に照らし合わせて、いささか誤りがあるとすればしっかり直していくと、そういう必要性があるというふうに思いますので、その点について再度、そうした急場しのぎの状況については、私は経過はわかりますけれども、考え方を整理をすべきだというふうに思います。考え方があれば、お聞かせ

をいただきたいと思います。地方公務員法に違反をしていないのか、名寄市の条例の何に依拠して行っているかと、この点についてしっかりとお答えをいただきたい。

○副議長（熊谷吉正議員） 今副市長、簡潔にお願いいたします。

○副市長（今 尚文君） 地公法の関係について、私どもについては違反をしていないのではないかとというふうに思っております。ただ、派遣条例は名寄市としては制定をしなければならないというふうに考えているところでございます。これに従いまして、他の業務でも同じような形態で行っている部分もありますから、派遣条例を制定をしながら派遣の手続をきちんととっていかねばならないというふうに思っているところであります。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で高見勉議員の質問を終わります。

市街地再開発にかかわってについて外2件を、佐藤靖議員。

○1番（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問をいたします。

最初に、風連地区、名寄地区で取り込まれる中心市街地再開発及び活性化についてであります。風連地区においては、いよいよ来年度から本町地区の市街地再開発事業が平成22年度の完了を目指してスタートすることとなりました。当初計画では、総事業費約26億4,000万円で取り込まれる同事業は、新しい風連地区の姿を創造するものであり、施行者となる株式会社ふうれんの関係者及び地権者の皆さんらの熱意と御尽力に改めて敬意を表したいと思います。

しかし、過日の地元紙で共同住宅の実現が困難になっていること、Bブロックに計画されている診療所の駐車場スペースなどの課題が浮上し、施設配置の見直しが検討されている状況が報道されました。特に共同住宅については、住民ニーズを背景に25戸建設する計画でありましたし、その

ことがまちなか居住を象徴し、名寄地区でも今後具現化するであろう市街地活性化のモデル的取り組みとして注目されていた建物でありますので、改めてお伺いいたしますが、共同住宅にかかわる協議経過及び今後の見通し、さらには共同住宅が困難となった場合の施設配置の見通し及び市負担分を含めた事業費への影響について、この際明らかにしていただきたいと思っております。

また、同事業は来年度から解体事業が着手となりますが、さらなる計画変更の可能性を含め、今後の見通しについてもお伺いします。

一方、名寄地区においても中心市街地活性化基本計画の策定作業がスタートしました。行政報告にあるように、関係部課長で設置した庁内の市街地活性化調整会議、そして商工会議所が中心となって設置した中心市街地活性化特別委員会での精力的な議論を期待するものですし、今後設立される中心市街地活性化協議会としっかり連携をし、大型店とは一味も二味も違い、市民の皆さん、消費者の皆さんが真に望み、にぎわいあふれる新たな市街地、商店街の誕生を期待するものです。

しかし、今後のスケジュールで言えば10月に商工会議所の特別委員会からの提案書を受け、今年度中に計画の素案をつくり、20年度末までに計画を策定し、中心市街地活性化法の認定申請となっていますが、消費者たる市民の声を盛り込まずして策定する計画は絵にかいたもち、つまり実効性を損なう危険性を秘めた計画になることが懸念されます。私は、早い段階からしっかりと市民の皆さんの知恵をかり、互いが協力して中心市街地の活性化に取り組むことが協働のまちづくりを実現していくことに通じると考えますが、御見解をお伺いします。

また、ちょうど1年前の昨年9月8日に閣議決定した中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の中では、中心市街地の活性化の目標で、中心市街地の活性化は中心市街地に蓄積されている歴史的、文化的資源、景観資源、社会資本や産業

資源などの既存ストックを有効活用とありますが、現状の名寄地区中心市街地の中では何が既存ストックとして有効活用されると考えているのかお答えをいただきたいと思っております。

さらに、中心街地ににぎわいを取り戻すためにはまちなか居住の推進を図ることが極めて重要とも強調されています。新名寄市の住宅マスタープランについては、小室副市長を委員長とする策定委員会方針で10月までに素案をまとめるとしていますが、整合性をどう図ろうとしているのかお伺いします。

最後に、中心市街地活性化にかかわっては用地確保が計画の成否に大きく影響すると言われております。権利関係が複雑な中心市街地での取り組みであり、用地に対する地権者の考え方によっては大胆な計画も可能ではありますが、逆に規制される危険性も秘めています。用地に対する見通しについても見解をお伺いします。

次に、名寄市立総合病院にかかわってお伺いします。最初に、精神科の医師についてであります。精神科医師の確保対策は、一昨年の夏以降北海道や道内の3医育大学に対し、市長、院長を初め関係者の熱意あふれる働きかけが功を奏し、今年度については昨年度同様に固定医師1名、旭川医大の大学院生1名で診療を行うほか、旭川医大、旭川圭泉会からの出張医が外来及び土、日曜日の入院を担当する体制が整い、患者や家族の不安を払拭しました。しかし、この体制はある意味で不安定な体制であります。また、一部では現体制は今年度限りであり、来年度は固定医1人体制という声も聞きます。医師1名の状況となれば、精神科病棟の閉鎖が再び懸念される事態となりますが、現状及び今後の精神科医師の見通しについてお伺いします。

また、地方センター病院として周辺市町村から患者を受け入れている同病院では、患者に不安を与えずスムーズな診療、治療を行うため予約制を取り入れておりますが、急な疾病によって予約制

の診療外来を訪れると待ち時間が数時間に及ぶ事態にもなっており、逆に患者への心労となっているのではないのでしょうか。予約制は、エスカレーターしていた受け付け競争を防いだこと、さらに再診患者に時間的余裕を与えたことなどで大きな成果があったと評価していますが、予約の中には急な疾病を受け入れる体制の構築も必要ではないのでしょうか。予約、受付、看護師の分業体制もスムーズな診療には必要不可欠であるかもしれませんが、急な疾病者には看護師が外来で面談し、診療や治療を早めることは不可能であるのか、お考えをお伺いします。

診療請求行為についてもお伺いします。病院経営安定のため、診療料金の未納をなくしたいという病院側の思いは理解できますし、当然の行為と認識しておりますが、時間外診療に対する請求行為などでトラブルに発展しかねない声を耳にすることも間々あります。中には、電話での請求が相手を思いやる心に欠ける行為と受けとめられるものもあります。具体的事例については、この場で明らかにすることは避けませんが、一本の請求電話によって病院への信頼を失ってはなりません。しっかりと対応をとるべきと考えますが、御所見をお伺いします。

最後に、名寄市立大学にかかわり御質問をします。名寄短大の4大化は今さら言うまでもなく、市民の意見を二分した中での決断であり、さまざまな議論を経て昨年4月、名寄市立大学が開学しました。

そこで、端的にお伺いします。開学から1年を経過した現在、この1年間の総括及びこれまでの経過を踏まえて、今後の課題についてお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま佐藤靖議員より大きく3点にわたり御質問をいただきました。私からは大きな項目の1番目のうちの（1）と（2）は経済部長から、（3）は1と2

の中で答弁をさせていただきます。大きな2番目は市立病院事務部長から、大きな3番目は市立大学の事務局長からそれぞれ答弁となりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それでは最初に、共同住宅にかかわる協議経過及び今後の見通しについてであります。本町地区の再開発事業では、中心市街地の定住人口を回復し、活気と……

（何事か呼ぶ者あり）

○建設水道部長（野間井照之君） 失礼いたしました。本町地区の再開発事業では、中心市街地の定住人口を回復し、活気とにぎわいを取り戻すため商店主みずから地区内に居住し、新たに住む人々を増加させるなど、定住できる快適な住環境の整備が必要であり、民間による住宅供給や居住ニーズに対応した公的住宅など、まちなか居住の推進について今まで準備会と協議を行ってきたところであります。

その中で、共同住宅につきましては、住民の意識調査も含め、市が借り上げる方向で検討を行ってきたところであります。また、共同住宅の所有者につきましても準備会とともに探ってまいりました。しかし、所有者が決まらない状況で事業の推進はできないとの判断から、準備会と協議を何回か重ねてきたところであります。9月6日には、準備会の全体会議の中で地権者に共同住宅の建設を見送ると、そういう計画変更の説明を行いまして理解を得たところであります。まちなか居住につきましては、建てかえが必要な瑞生団地の住みかえ住宅として市街地に建設する方向で計画しておりまして、再開発区域内においては民間による賃貸住宅を計画しているところであります。

次に、共同住宅が困難となった場合の施設配置の見通しについて、市負担を含めた事業費への影響についてであります。共同住宅の変更に伴う施設配置につきましてはBブロック、Bブロックというのは駅から向かって右手の今現在岩盤浴があるブロックであります。Bブロックにおける公共

施設の駐車場の不足や雪堆積スペースの不足、また医療施設と商業施設の混在などの課題もあることから、診療所、健康施設と調剤薬局をDブロック、Dブロックというのは今JA、農協が建っているブロックです。Dブロックに配置し、駐車場、雪堆積スペースを確保し、医療施設と商業施設の区分配置により混在の解決を図るところであります。また、Bブロックについても雪堆積スペースや駐車場を含め商業者の自家用車庫等、いわゆる空間スペースの確保を図りたいというふうに考えております。AブロックとCブロック、これはそれぞれBブロックの対面、CブロックはDブロックの対面でありますけれども、そのブロックについての配置については変更をしない考えであります。

今回の変更に伴う概算事業費であります。総体事業費で約24億4,000万円であります。そのうち国、市の補助金は約10億9,000万円、床取得額は国、市で約11億1,000万円となりまして、市だけの負担分では約13億2,000万円となります。全体事業費では約2億円の減額となる予定であります。今回の計画変更につきましても、9月6日に地権者との協議が終わったばかりですので、今後議会とも協議をさせていただき方向を決定していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

最後に、今後におけるさらなる計画の変更の可能性と今後の見通しについてであります。今回の計画変更によりまして、これ以上大きな施設に対する計画変更をする可能性はないというふうに考えております。今後は、地権者協議による権利変換、公共施設整備の詳細協議や維持管理の協議など、来年度の工事着手に向け事業の推進を図っていききたいというふうに考えております。

なお、事業費につきましては、現在地権者と権利変換についての協議を行っているところでもありまして、加えて基本設計の完了が10月の末ということもありますので、その結果によっては事

業費の変更はあり得るというふうに考えているところであります。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 名寄市街地活性化について、4点についてお尋ねをいただきました。

1点目の消費者たる市民の声を聞き、協働のまちづくりと基本計画づくりをとのお尋ねでございますけれども、中心市街地活性化に当たりましては名寄市が新総合計画で進めるまちづくりの一環として、改正中心市街地活性化法に基づき中心市街地活性化基本計画策定に向け、市役所内部に中心市街地活性化調整会議を設置したところでございます。人口の減少と少子高齢化が到来する中、都市機能の中心への集積とにぎわいあふれるまちづくりを目指して、特に都市機能の集積では1つ目にはにぎわいをどう創出するのか、2つ目にはまちなか居住の推進をどうするのか、3つ目には公共交通の利用者の利便性を、4つ目には商業の活性化を柱に、高齢者や子供にも優しく利便性の高いコンパクトな中心市街地活性化の実現を目指して議論を重ねているところでございます。また、商工業者の立場から、商工会議所が中心となって中心市街地活性化特別委員会を設置し、いかに中心市街地のにぎわいを回復させるか議論をしているところであります。

現在中心市街地活性化協議会が設立しておりませんので、中心市街地活性化のために新総合計画、まちづくり懇談会の意見、都市計画マスタープランあるいは住宅マスタープランのアンケートの意見を参考に議論を行っているところでございます。今後設立予定の協議会の意見のみならず、地域住民など、さまざまな方々の御参画をいただき、理解、参加、協力を得ていききたいと。地域住民などを対象とした中心市街地活性化に関するシンポジウムあるいはパブリックコメント、買い物動向調査、さらには大学生のアンケート調査などを実施し、広く意見を求め計画に反映させたいというふ

うに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

2点目の既存ストックとしての有効活用についてのお尋ねでございます。一般的には、中心市街地にこれまで蓄積されました都市資産の価値を評価し、これを将来に向けて大切に生かしていくことを基本として、既存の建物をさらにバリアフリー化、さらにはユニバーサルデザイン化などの促進を図ることや必要に応じ、用途の転換を図って有効に活用するというを考えているところでございます。名寄市にありましては、既存の病院や図書館、商店街アーケードなど、将来に向けて大切に有効利用することやレンガの家きらりのように良好な外観を保ちながら利用されていることも参考事例として、今後土地の有効利用を含め検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

3点目の新名寄市の住宅マスタープランとの整合性についてのお尋ねでございます。中心市街地活性化策として先ほど申し上げました1つ目にはにぎわいの創出、2つ目にはまちなか居住、3つ目には交通アクセス、4つ目には商業の活性化などが必要であるというふうに考えておりますが、中でもまちなか居住の推進は重要な要素であるというふうに受けとめさせていただいております。今後協議会での議論や基本計画策定に当たり、現在策定中の新住宅マスタープランのまちなか居住の推進のための借り上げ公営住宅の供給や町中における民間住宅の誘導などと整合性を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

4点目の地権者を含む用地に対する見通しのお尋ねでございます。中心市街地にかかわって大きな事業を行う場合には、用地の確保に取り組むことは大変重要であると考えております。市街地再開発や土地空白整理事業、道路、駐車場整備など、地権者の理解、合意がなければ到底実現できるものではございません。事業の内容によっては、地

権者から土地の提供、買収、賃貸などがあると思っておりますけれども、現在主要事業が決まっておりますので、協議会での取りまとめや基本計画策定に向けては十分意向を踏まえるとともに、推移を見て対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、4点についてお答え申し上げました。

○副議長（熊谷吉正議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 名寄市立総合病院にかかわって、3点にわたりまして御質問をいただきました。

1点目、精神科医師についてでございますが、精神科の診療体制は固定医1名、旭川医大の大学院生1名及び出張医で実施されていると。来年度以降も体制が確保されるかということの御質問だと思います。御指摘のとおり、旭川医大精神科医局の医師がふえない限り、安定的な状況にはなりません。現在来ていただいている大学院生1名は来年3月までの約束ということではありますが、来年度以降につきましても今年度までの体制を確保されるよう、道あるいは医育大学へも働きかけをしてきております。引き続き道北地域における精神科医療を守るためにも後任確保に向け、努力をしておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

また、昨年同様本年12月には北海道が主体となりまして道内3医育大学の医学部教授、北海道精神科病院協会の会長、常勤理事などをメンバーといたしました北海道地域精神医療検討会議が予定されていますので、その中で地域の実情を強く訴え、安定的な医師の確保をお願いしてまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

2番目の診療の予約制についてでございますが、診療の予約制は一定程度の効果はあったと。急な疾病によって予約制の診療科を受診する際、待ち時間が長時間になり、患者様に負担になっているのではないかと。治療、診療を早めることができないかという御質問だというふうに思います。現

在予約診療を行っていない診療科は、泌尿器科と小児科となっておりますけれども、小児科は一部ではありますけれども、専門外来は予約制をとらせていただいております。予約外で受診されたときには、まず看護師が病状をお聞きして状態を把握します。すぐに診察が必要と判断した場合は、基本的には順番を繰り上げて診察が受けられるようにしております。また、それ以外の患者さんでもできるだけ早く診察が受けられるように予約と予約の間に入れるようにしているのが現状でございます。

常に患者さんの状態に合わせて対応するようにしておりますけれども、看護師の判断と患者さんの思いにずれが生じているということもあろうかと思えます。看護師が多忙のため、患者さんの状態に十分に目が行き届かないこともあるかと思えますので、途中で状態が変わられたときなど、患者さんのほうからも申し出いただくようお願いしております。また、外来にもそのように掲示してございますけれども、掲示物がわかりづらい等もあるかと思えますので、さらにわかりやすいように掲示に努めたいというふうに思っております。外来を受診された患者さんに心配り、目配りができるように外来看護師に指導を行い、体制を整えていきたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

最後の3点目の医療費の請求方法についてでございます。診療費の精算につきましては、外来診療終了後あるいは入院の場合は退院時窓口で精算をしていただくということになってございます。何らかの都合で窓口精算がされなかった方への請求についてですが、基本的には当日電話により連絡をさせていただき納入をお願いしております。また、不在等の場合がございまして、その場合には文書により請求をさせていただいているところです。精算がされなかった理由はそれぞれあるかと思えますけれども、そのすべてについて事情を把握するのはなかなか難しい状況でございます。

基本的には先ほど述べさせていただきました方法で処理をさせていただきます。

また、不快な思いをされている方がいるとの御指摘ですが、思いやりの配慮が欠けていたものと、その部分につきましては真摯に受けとめさせていただきます、深くおわびを申し上げます。今後これらのことを踏まえ、請求業務等全般を通して丁寧な対応に心がけるよう努力してまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 三澤市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 私から名寄市立大学にかかわって質問のありました2点、開学から1年が経過しての総括についてと今後の課題について一括お答えをさせていただきます。

平成18年4月に議員各位を初め、市民の皆さんの温かい御支援と御協力をいただき、栄養、看護、社会福祉の3学科を有する名寄市立大学として新たな一步を踏み出すことができました。心配しておりました新入学生確保については、関係者の皆さんによる高校訪問やオープンキャンパスなどの取り組みにより、平成18年及び平成19年の志願状況は高い倍率で推移し、3学科とも定員を上回る学生の皆さんに全国からお越しをいただいたところでございます。今後もさらなる学生確保に向けてホームページの充実など、多方面から名寄市立大学の魅力を発信し、PRを図ってまいりたいと考えております。

市立大学は、公立大学の使命として人材教育や研究成果の還元を通じ、地域との連携や地域経済等の発展に貢献することが重要であると考えております。このため、地域に貢献し、地域に開かれた大学を目指して名寄市や北海道並びに各種団体の委員に多数の教員が就任し、政策形成やまちづくりなどへの助言指導を行ってきておりますし、学部、学科による保育、看護などの各種セミナーや道北地域研究所主催の公開講座も実施してきて

いるところがございます。また、食育をテーマとした名寄農業高校と給食センターとによる高大官連携や名寄西小学校等を会場とする特別支援教育の連携、名寄高校との高大連携などにも取り組んできておまして、人材の育成や地域貢献に一定の役割を果たしてきていると考えております。さらに、教育、福祉、地域振興などへの学生によるボランティア活動やJ Cなどとのタイアップした活動など、地域の活力になるようないろいろな芽が出てきております。今後とも支援をしてみたいと考えておりますし、学年が完成する2年後には学生数が約700人となりますので、まちのにぎわいの面からも大いに貢献できるものと思っております。今後におきましても市民の皆さんの御意見もいただきながら、社会人が必要に応じて学校に戻り再教育を受ける循環反復型教育など、市民の目線に合った事業も展開できるよう学内で検討してみたいというように考えてございます。

大学の真価が問われるのは、卒業生を社会に送り出してからと言われております。平成22年3月に初めての卒業生を送り出すこととなりますので、この1期生の国家試験の合格率及び就職状況が大学運営に大きく左右されると考えますので、最善の努力を図っていかなければならないと考えております。また、学年進行とあわせて解決していかなければならない教科の整備、教員の確保、施設の整備充実などの当面の課題とともに独立行政法人化、大学院などの将来的な大きな課題もござりますので、一つ一つ解決に向けて対応していかなければならないと考えております。

少子化による大学全入時代を迎え、大学間の競争が一層厳しくなってきておりますので、しっかりと教育研究水準の維持向上に努め、学生の皆さんから名寄市立大学に入ってよかったと思われるような地域とともに歩む大学づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、順次再質問をしていきたいと思っておりますけれども、ちょっと順序が逆になるかもしれませんが、御理解をいただきたいと思っております。

まず、名寄市立大学のことでありますけれども、これは今三澤事務局長が御答弁いただいたとおり大学開学まではいろいろな議論が市民の中でもありました。議会もありました。しかし、結果的には昨年4月、名寄市立大学が開学してきたと。その間、これまでの1年間、本当に新聞報道あるいは道北地研の起用ですとかということで読ませていただくと、非常に一生懸命やっているなということは理解します。ただ、やっぱり欠けていたのはこれから市民に開かれた大学、学内のことについては、これは学内に任せるしか私たちはどうしようもないですけれども、市民に開かれた大学というのをどうつくっていくのか。

今御答弁の中にもありましたように社会人の再教育、例えば今市立病院も昨日の土別の市議会の状況、また近隣の病院の状況からいうと、ますます市立病院の役割というのが大きくなっていくと。そういうときに看護師が不足する。幸い市内に例えば看護師の資格を持っている方がいらっしゃったら、リカレントを含めてセミナーですとかをやって例えば職場復帰を目指すとか、そういうことをやるときに、これはこの前、初日に議決した条例の関係もあるかと思っておりますけれども、例えば講習料ですとか、受けやすい体制ですとか、受けやすい時間帯ですとか、そういうことをきちっと配慮して市民に開かれた大学、市民と大学がもっともっと近づいて市民の人たちが我々の大学だと思えるような取り組みというのはさらに必要だと思いますけれども、そういう料金の部分ですとか、時間帯の部分ですとか、いろいろな検討が可能なかどうか、改めて御答弁をいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 三澤市立大学事務局

長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 今市民貢献の関係で、開かれた大学ということで具体的な部分で御質問がございました。

既に御案内のとおり、大学開設に当たりまして基本理念を3つ掲げてございまして、そのうちの大きな柱に地域貢献を掲げてございます。これをどう具現化をしていくかと、こうすることで学内の中に地域交流センターというのを組織化してございまして、これは学長の直轄の組織ということで教職員全員が、学生も含めて入る組織でございます。

具体的には4点ほど取り組む課題を掲げて進めているわけなのですが、現状としてはやはり軌道に乗るまでには一定の時間が必要でないかなということで考えていまして、報告で述べさせていただきましたように今現在は学生活動を中心に取り組んでいる状況がございまして、御指摘がございましたように図書館の開放だとか、今後いろんな問題が出てきておりまして、学内でも今それを検討中でございまして、御指摘にあったようにやっぱり地域と一緒に歩む大学と、こうすることで今後検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） いずれにしても、名寄大学については開学したわけでありまして、これはつぶすこともできない。やっぱり市民みんなで発展させていかなければいけないと思っておりますので、ぜひ前向きな御検討を要望しておきたいと思えます。

次に、病院の関係でありますけれども、請求行為、予約制というのを総体的に考えたときに、私はこれは病院の機能や何かも含めてあると思うのですけれども、ある意味では分業体制というのを構築している。例えば予約なら予約センターというところで一定程度この時間帯には何人といったらそこにいれると、次は受付は受付で事務補助さ

んが受け付けをする、中に入ったら看護師さんがやるという、そういう分業システムが確立されてきていると。ただ、今申し上げましたとおり近隣の今の病院の状況を考えていくと、ますます市立病院の比重というのは高くなるという思いがありますので、特にその請求行為というのは、今事務部長は基本的なものをおっしゃいましたけれども、実際そのとおりになっているのかということ、私はなっていないと。

例えば、これは言うべきことではないかもしれませんが、病院で亡くなった方の家に次の日に、例えば休日で診療を受けた、入院の費用を払っていないというのを次の日に、遺体がそこにあるのもう電話が来るとか、その前には中学生でしたけれども、診療代を800円請求された。財布の中には700円しかなかった。100円足りない。そのときに、とりに行っていいですかと言ったら、その中学生に請求した人は、いやいや、だめですと、家に電話をして持ってきてもらいなさいと。その子は、ちゃんとしますからという話はしたのだけれども、いや、だめです、電話しなさいと、今100円持ってきてもらいなさいと。そういうことが繰り返されていると、本当に部長がおっしゃるように市民と、市民というか、患者の皆さんとの信頼関係が、せつかく医療体制を充実してやろうとしていてもそういうことにはならないのではないかと。分業は、確かに病院の効率性からいって必要でしょうけれども、分業をやったからには連携をしっかりとしないと、連絡調整をしっかりとしないと、やっぱりどこかでひずみが来ると。これからますます先ほども言ったように患者数が近隣から多く要請されてくると。予約も含め、病院の例えば診療報酬の請求も今度は市外に出てきたりするわけでありまして、そのときにたった一本の電話で、たった一人の行いで病院はひどいよという話になったらまずいので、その連携調整をしっかりとやるべきだと思いますけれども、部長はどういうふうにお考えでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 議員御指摘のとおり、そういった事例がありましたことに関しましては、先ほども述べさせていただきましたけれども、おわびをするしかないと思っております。

また、分業の部分につきましてですけれども、1つ予約制のことを言わせていただきますと、予約センターで予約をする方法と、あるいは外来診療部のほうでする方法とそれぞれございます。ただ、ドクターが外来診療部の部分で予約をとるということになると、1分なり2分なりという時間がかかるということによりまして、患者さんを診る数が大変になってしまうと、あるいはお待たせをする時間が多くなるということもございまして、そういった予約体制を入れているのが現実でございます。

また、連携について今御指摘がございました。当然1日1,000人程度の外来患者が見えるわけですけれども、そんな中で多数の科を受診する方の中にはいらっしゃいます。そういった部分で連携はさらに強化をしていかなければならぬというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） いずれにしても、病院は患者の皆さんとの信頼関係をしっかり構築、これからも続けていっていただきたいと思っております。

そして、精神科の医師の関係ですけれども、ことし3月の議会の中で小野寺議員の代表質問に市長が答えているのです。それを読みますと、一昨年夏以降、北海道や道内の3医育大学に精力的に働きかけをしてまいりましたと。精神科の固定医師確保につきましては、このほどようやく方向づけが見えてまいりましたと。現在の体制、固定医師1名、旭川医大の大学院生1名で診療を行うほか、旭川医大、旭川圭泉会からの出張医が外来及び土曜、日曜の入院を担当する体制が整いまし

たので、ここに御報告を申し上げますと。同じくこの議会では、当時の佐藤事務部長も同じような答弁をしています。ところが、3月にこうやって言って、今わずか5カ月後にもう既にその見通しがまだはっきりしていないと。ということは、この時点でもう1年限りというのは明確になっていた状況であると思うのですけれども、その間この報告を終わった後、今までどういうふうに具体的に対応されてきたのかお答えをいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） ただいまの件につきましては、議員が御指摘のとおりだというふうに私どもも思っております。市長、院長を初めといたしまして、これまでもその後の後任の部分につきましては道あるいは医育大学にそれぞれお願いをしてまいってきているところでございます。先ほど答弁でも申し上げましたとおり、12月の協議会の中でまたある一定程度の方向性が出るものかなというふうに感じてございます。また、議員も御承知だと思いますけれども、それぞれの医育大学でも医局の人員が足りないという状況があるのは間違いのないところでございますけれども、さらに御理解をいただきたいというふうをお願いをしていっているところでございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 精神科の医師の問題というのは、確かにここでどう議論をしても結論が見えるものではなくて、まさに市長を含め、院長を含め、関係者の皆さんにとにかく頑張っていたいて、今の医療体制、特に今は精神科、何もそこは精神科に通う患者ばかりということではないですけれども、道内でも名寄保健所管内というのは自殺が多いという状況もありますし、やはり精神衛生というのはきちっと対応がとれると。旭川にあって、稚内にあって、その中間点が何もないというのは、この名寄市のみならず、近隣に住ん

でいる皆さんにとっても大きな不安になっていくと思います。幸いにクリニックが駅前にできましたけれども、やはり総合病院としてしっかり体制をこれから、望むしかありませんけれども、大変でしょうけれども、ぜひ確保に向けて、家族の皆さん、患者の皆さん、また働く皆さんを安心させるために御努力を強く要請をしておきたいと思えます。

次に、中心市街地の関係でありますけれども、まず風連地区の再開発にかかわって、今の部長の御答弁からすると、これから計画変更はあり得ないということでもありますけれども、おふろをつくったほうがいいのではないかという一時期議論がありましたけれども、当然それを含めてあり得ないという判断でよろしいのでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 3月に1度お答えを申し上げますけれども、名寄市におきましては望湖台のセンターハウスもございますし、なよろ温泉サンピラーもございます。そんなことから、この2つの施設も集客の増加に向けて頑張っているところでございますので、競合します。そういう意味では、これ以上行政が浴場を抱えるというのは困難というふうに思っていますし、今この地域においても民間による浴場の計画はないというふうに思っていますので、計画の変更は浴場ではないというふうに思っています。

以上であります。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 風連の市街地、本町地区の再開発については、もう事業着手が間もないわけですので、何とか成功していただきたいとは思いますが、私はこの一連の議論をずっと聞いているときに、当初A、B、C、Dブロック、あの4ブロックでやると。ところが、一定程度議員協議会を聞くと、何店かは加盟しないと。そうしたら、その後には今度は、いや、駐在所もだめだとか、そしてここにきたら今度は診療所

を含め共同住宅もだめと。そうすると、全体的にずっとやってきた当初計画がやっぱり甘かったのではないかというふうに思うのですけれども、その辺部長はどういうふうに認識をお持ちになっていらっしゃるでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今回の事業に対する参加者については、この間確定をさせていただいたのですが、その部分は当初ある程度は予測できた部分もございました。ただ、皆さんの中ではやはり初めての事業でございますから、ある程度夢を持って事業を膨らませた部分もございます。ただ、今の段階に、来年からいざ事業にかかるという段階になっては、今の共同住宅にしてもオーナーが見つからないだとか、町中の割には駐車場が少ないと。現実的な問題を抱えるようになってきて、少し本格的に計画の見直しを行ったということでもありますので、より使いやすい計画の中の施設を模索してきたということでもありますので、当初計画はそれほどいうか、共同住宅はちょっと消えてしまいましたけれども、より充実した施設になるというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思っています。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 時間の関係もありますので、とにかく事業着手が目前でありますので、新しい風連地区の姿を創造するために、より住民の皆さんの期待にこたえられる開発をお願いしたいと思います。

最後に、名寄地区中心市街地活性化基本計画にかかわっては、少し手間本部長と議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。1つは、平成15年11月、もう4年も前になりますけれども、国土交通省で政策課題対応型都市計画運用指針、中心市街地の機能回復というのを示したものがあります。その中で、中心市街地の機能回復を図るためにまちづくりの基本方針について6項目いろいろなものが定められ、改めて

検証する必要があるというふうに指摘されているわけでありませけれども、ここで1項目1項目、あれはどう、これはどうと言ってもしようがないので、その中で1つ、特に中心市街地の住民や地権者が主体となったまちづくりの雰囲気はできているかという項目がありますけれども、手間本部長はどういう認識をお持ちですか。この指摘というか、指摘というよりも検証する必要があるということに対してですけれども。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） お尋ねをいただきました。私どものほうも今商工会議所のほうとも定期的に協議をさせていただいております。今お話がありましたように、ともすると従来の計画というのは関係者といいましょうか、関係機関の中で進めて住民不在といいましょうか、使われる方々の意向が反映されないままに取り進められたことが今までのかつての計画の中であったのかなと。

私が承知している段階では、かつての名寄の中心市街地はアーケードを含めていろいろな事業に取り組みされたというふうに思っておりますけれども、その効果、それらについての評価につきましてもやはりそこを使われる方、利用される方、そういった方々の意向がやっぱり反映されないままに進められたから、そういったことになったのかなというふうな印象を持っています。

御案内のとおり、今答弁でもお話しさせていただきましたけれども、できるだけ多くの方々の、市民の方々の御意見を最大限聞くということが基本でないかというふうに押さえております。したがって、これから計画をつくるのは行政でございますけれども、その前段の協議会、こちらのほうにつきましてもぜひともそういった核となる方々はいらっしゃいますけれども、それに二重三重とそういった方々に御参加をいただいて、できるだけ多くの方々の御意見を拝聴し、そして計画の中に織り込んでいきたいというふうな考え方をしております。このことにつきましては、先ほども

議員御指摘がありましたように絵にかいたもちになっってはならないということは常に叫ばれるのですけれども、そこはやっぱり住民主体の市民がいなかったというような認識を持っておりますから、ですから今後また会議所のほうとさらに詰めていきますけれども、その点について旨として話をしていきたい。そして、ぜひそんな議論をしながら意見の取りまとめをしていくように私どもも協議会の中に参画をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） もう一点、この部分にかかわっては中心市街地戦略策定の原則という言葉があります。つまりどこで、なぜ、だれが、何を、いつ、どのように、どこでというのは施策を集中する中心市街地、なぜというのは問題意識及び目的ですとか、これはもう部長は御承知のとおりだと思いますけれども、これは庁内調整会議についてはこの原則についてどのように議論されているのか、協議されているのか、またされていないのか、それとも協議会にゆだねようとしているのかについてお答えをいただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 調整会議の中では3回ほどやらせていただきました。1回、2回は従来の計画の検証を、それからなぜ今そのことが成果として得られなかったのかというようなことの検証をさせていただきました。前回は、3回目なのでございますけれども、どうにぎわいを持たせていくのか、それから次回はコンパクトなまちづくりあるいは交通アクセス、これらについての議論をしようというふうなことでの4回目の予定をさせていただいております。

御案内のとおり、この会議につきましては行政がやれること、行政が果たさなければならないこと、これを調整会議の中の核として議論をさせていただいております。そして、にぎわいの部分につきましても町中にまちなか居住、これは建設サイ

ドの中での今住宅マスタープランがありますから、そちらのほうの議論を最大限横の連絡をとりながら調整をしていきたいと思っておりますけれども、そのほか商工会に特に今お願いしようというふうに思っておりますのは商業の活性化、この分野につきましては商業者の方々に呼びかけをして、ということが果たせるのか、どういったことが市民の方々に喜んでいただけるようなものにつながっていくのか、それらのほうについて御議論をしていただきたいなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、トータル的なイメージとしましては先ほど申し上げました、繰り返しくなりましても、そこに住む方々が暮らしやすい、生活しやすい、便利さ、そういったものをどうにぎわいの中にコンパクトなまちづくり、それと名寄市の顔ができるか、つくりかえるかというようなことが命題だと思っておりますので、議論を進めていきたいと思っておりますのでございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） きのうの部長の答弁ないしは今のきょうの答弁を聞いていると、例えば調整会議の中でもどうにぎわいをつくるか、まちなか居住の関係ですとか、4本柱を含めて協議していますと。でも、私思うのだけれども、にぎわいをつくるのは行政がつくるのか、商工会議所の特別委員会がつくるのか。にぎわいをつくるのは市民なのです。ところが、市民の皆さんというのは10月の協議会から幅広く参加していただきたいと。その前にはもう入ってこれないと。一定程度もう4本柱を例えば行政が検討をしている、特別委員会も行政からいろんな話を持って行って例えば答申を出す。そうすると、一定程度形が決まって、それを素案として市民の皆さんに、さあ、協議してくださいというやり方は、私はそれが絵にかいたもちになる可能性があるのではないのですかと。

例えば旧名寄市にしてもそうですけれども、第

3次総合計画、第4次総合計画というのは、風連の総合計画もそうです。白紙でいろんな議論をしたから、いろんな成果が出ていると。今ある名寄市の総合計画は、合併協議会の新市建設計画がベースになっていきますので、市民議論と言えば第3次、第4次あるいは風連の総合計画から見ればまだまだ不足しているとは思いますが、白紙で物を論じて行って、どんなまち、どんなものにしたら、にぎわいになるのか。例えば市民の皆さんが行きたくなるのか。

それが今のまんまでは、例えばコンパクトシティというのは、私は発想はもっとソフトだったと思うのです。例えば郊外に物が伸びていくことで行政コストがかかり過ぎますと、だからコンパクトにしましょうと。コンパクトにするからには人も住みましょうと。公共交通もしっかりしましょうと。ところが、中心市街地活性化になると、今度はハードが主になっているような感じがする。でも、基本は両側とも脈々と流れているのはにぎわいを持たせるという、そのにぎわいはだれがつくるかといったら、市民と近隣の住民の皆さん。自分たちが行きたくなるまちにできなかったら、中心市街地にできなかったら、にぎわいは取り戻せない。きれいになって人は集まるかもしれない。公共施設へ行って人は集まるかもしれない。だけれども、にぎわいというのは、それはあり得ないということになると思いますけれども、そういう意味では今調整会議ですとか特別委員会でやる以前に、もっともっと市民の皆さんといろんな話をする。

特に徳田に進出する大型店の論議の中では、市民の皆さんもそっちは賛成と言いながら、こっちもどうするのだという、それが何カ月もあいて10月になったら、さあ、皆さん参加してくださいと言っても私は遅いような気がするのです。それが絵にかいたもちになる危険性があるのではないかと。いや、やるのならやりなさいと。行政は何をつくってくれるのと。ああ、図書館つくるの、

複合施設つくるの、よかったねと。だけれども、そこに人が集まるかという点と集まらない。では、イベントでと。毎日イベントをやるわけにもいかない。常日ごろ市民の皆さんがにぎわいを持って行けるまち、自分たちが行きたくなるまち、そういう意味では市民の皆さんに当初計画からしっかり入って意見を具申しないと私はならないと思うし、地権者の皆さん、どこが対象になるのか、5、6丁目全体、大通から40号になるのか、駅前なのか、西條周辺なのかわかりませんが、地権者の皆さんだってもう土地はいいと、あなた方の思うとおりやってくれという合意がなかったら絵も描けない。その辺の基礎議論がしっかりしているのかというのが私はどうも見えてこないと思います。調整会議はやる、特別委員会やっている、それはいいでしょう。だけれども、一番重要なところが抜けているような気がするのですけれども、その辺部長はどういうふうな認識をお持ちですか。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほど前段の説明不足がちょっとあったかもしれませんが、今議員がおっしゃいますとおり調整会議の中あるいは特別委員会は、これはオブザーバーとして出させていただいておりますから、それらの場に私ども担当なり私どもが発言するという点にはなりませんけれども、調整会議の中での議論は先ほど申し上げましたように今までの検証を踏まえて、今後どういうふうなことで官としての公共の施設、事業が立てられるのかということもそれは頭の中にはあるのですけれども、今とりわけ私どものほうでにぎわいをつくっていくためにはどういうふうにしたらいいのかというような考え方の素材をしっかりと検証しながら、今そういった行政としての課題を整理している。

それから、もう一つ、今議員お話ありましたように白紙からの議論というふうなことでございますけれども、全く私はそう思っておりました。しかし、4月からもう5カ月たちましたから、その

中でも調整会議を3回ほど、特別委員会はちょっとお聞きしますと4回ほどやられているということですが、やっとならぬ感じが、率直そう思っています。

それから、議論の中でも事業ありき、事業化ありきという議論がないわけではありません。かつてのそういった考え方がまだ払拭できないというようなことでございます。しかし、このたびの中活の計画につきましては、実際に先ほど言いましたように市民の方々の御意見を十分に聞くと。それから、そこに住まわれる方あるいは沿線に住まわれる方々の意見を聞けるかどうかはわかりませんが、そういった方、幅広い意見を聞いて、その計画が果たして実施できるのかできないのか、すべきなのかどうなのか、そういった部分を見きわめるといことが前提となつてございますから、今後につきましては、ちょっとおくらしているというふうなのは否めませんが、私どものほうの考え方としては材料をきちっと用意して、材料を提出してゼロからの白紙からの議論をしたいというふうな、私の気持ちはそんな思いで進めていきたいというふうには思っています。

きのう佐々木議員のほうにお答え申し上げましたけれども、再来年の3月までに手続をとるというふうなことでタイムスケジュールは考えておりますけれども、これはこれから議論の中では、場合によつたら、今申し上げることが適当かどうかはわかりませんが、私どものほうは一つ一つやれることを、今市民の意見をどういうふうにくみ上げられるのかということに重きを置いて議論をしていきたい、そういう場をつくってきたい。それから、できるだけ多くの方々の参画をいただけるように努力をしていきたい。そういう考え方をして今後討論に入っていきたいというふうには思っているところでございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 市民の皆さんのしっかり意見を聞いていただきたいというのは、私も先

日聞いて、ああ、そうかと思ったのですが、今ではもうだめになりましたけれども、石屋製菓の「白い恋人」というパッケージ、あの山というのは利尻富士の山だそうであります。その発想を出したのが名寄にいらっしゃる方だということでもあります。また、利尻へ行って船が帰るときに、あそこではそれまではさようならと手を振っていたそうあります。それを行ってらっしゃいというふうに変えた。それであそこの観光客が倍になった。25万人から50万人近い、その発想を持ったというのが名寄市民の方だそうあります。

そういう意味では、市民の方がしっかり当初からいろんなアイデアを持って入れる。特に名寄の売りというのは、私はやっぱり自然だと思うのです。自然というと、ある意味ではきちっと生産者と小売と市民と、この3つがいろんなことを語り合っていけば大型店とは違う中心街がつかれるような気がします。その基本ベースは、先ほども言ったように地権者の皆さんの意識改革、商店街の皆さんの意識改革、行政は今そこに重点を置いて市民の参画と意識改革と。私は、この2本がしっかり確立していけば、この中心市街地活性化というのは大きな実りを持って作り上げられるのではないかと。余り計画づくりを先行させると失敗する。人と話し合って、本当ににぎわいのあるまちというのをどう作り上げていくかというのは白紙から議論をする、そのぐらいの思いでやっっていかなければならないと思いますけれども、その辺は部長はどういう認識をお持ちですか。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどもお話ししましたように、ちょっと時間がおくれたなという率直な印象でございます。これからスピードアップすることもそうですし、決して急ぐわけでもございません。そこにきちっとした議論がなされないと、ひいてはこの計画がやっぱり失敗に終わるだろうと、市民が離れていくだろうと、そんなようなことになるだろうというふうに私は思ってお

りますから、しっかりとそういった方々の御意見等を聞かせていただいて、そして計画づくりあるいは協議会、とりわけ協議会のほうの組織に向けて私ども働きかけをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知識議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域自治組織の今後の取り組みについて外1件を、田中好望議員。

○17番（田中好望議員） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきますと思います。

まず、地域自治組織の取り組みについて。地方分権一括法により国と地方自治体の役割分担が見直され、新しい地方自治を確立しようとする情勢の中、まちづくりの流れは従来の行政主導から住民と行政の協働に変わりつつあります。そうした中、地域主権を理念として新しい自治組織創設を目指し、真に自立するまちづくりによりみずからの意思を尊重する、このことについてのお答えを願いたいと思います。

続きまして、少子高齢化が進む中、生活様式の多様化により近年特に連帯感が薄れていく傾向にあると言われておりますが、これをどう防止してまちの活性化を図ろうとされるのか、この点についてもお聞きをいたしたいと思っております。

次に、社会教育法により市町村に公民館が設置され、地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興等が目的とされておりますが、新市における公民館活動、特に風連地区での今後のあり方についてのお考えをお示しを願いたいと思いま

す。

続きまして、大項目、合併効果とまちづくり。合併して早いもので1年半が過ぎ、市民の思いもさまざまであります。いまだ合併に疑問を持つ市民もいるなど、このことについてもさまざまであります。私は、従来風連町議員の時代から、この合併に対しては1年や2年では合併効果というのはいらない、これは最終的には何十年後の歴史がある程度物語ってくれるだろうという、そういう考えでございました。しかしながら、これは私だけではないと思います。いわゆるメリット、デメリットではなく、合併によるスケールメリットの部分がいまだに見えてこない、そういう感じをいたします。合併後の地域住民、風連地区の痛みをしっかりと受けとめ、合併してよかったと思える新しいまちづくりをどのようにされるのかお伺いをいたしたいと思います。

また、もう一点、風連、名寄両地区の一体感は冒頭申し上げましたように簡単なものではありません。ローマは一日にして成らずという感じでございます。両地区にあるだろうと思われる垣根、これを取り払い、真に住んでよかったという住みよいまちづくりをどのようなことでとり行うか、また一体感醸成のためにどのような施策があるのかをお尋ねを申し上げたいと思います。

以上申し上げましたこと、かなり大まかといえますか、そういう感じをいたしますけれども、ある程度細部につきましては再質問等々でお伺いをいたしたいと思います。

以上でこの場からの質問を終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま田中議員から大きな項目で2点にわたり御質問をいただきました。それぞれ私から答弁をさせていただきます。

初めに、地域自治組織の今後の取り組みについてお尋ねがありました。地域自治組織の活動は、地域の課題について話し合い、課題解決に向けて

行政と協働することや地域みずから取り組むことが基本と考えております。そのため、地域の担い手であります町内会の協力と理解は欠かせないと考えているところであります。

さきの議員の質問にもお答えをさせていただきましたが、現在町内会役員会の開催に出向き、設置の目的や基本的な考え方を説明をさせていただいておりますが、今後は町内会からいただいた多くの意見を参考にして、コミュニティ活動がさらに活力あるものになるようにしっかりとした組織の創設に努めてまいります。

次に、地域の連帯感についてであります。これからの住民自治組織は地域住民同士の連帯感のもとで、相互扶助の精神と実践の中から明るく住みよい地域づくりに向け、行政と地域住民との協働による活動が重要であると考えております。現在町内会では、少子高齢化や生活様式、住民ニーズの多様化により未加入者の増加などで運営や活動に影響が生じておりますが、まちづくりの原点であり、一番身近な住民自治組織として町内会活動はこれからも重要であり、活性化が必要と考えていますので、地域自治組織と同様に住みよい地域づくりに向け、支援をしてまいりたいと考えております。

次に、風連地区の公民館活動についてお尋ねをいただきました。議員も御案内のとおり、合併時の協議で地域活動については、風連地区は公民館活動が主であり、名寄地区は町内会活動が主ということもありまして、公民館活動自体に違いがあることから、調整には時間が必要とのことで、現在一市二制度でそれぞれの地区で公民館活動に取り組んでいるところであります。

公民館は、時代の変化とともに人々の多様化や高度化する学習需要、生涯学習社会の進展などの状況に対応しながら、地域住民の教育、文化の向上に努めてきたところであります。今風連地区では、行政区制度から町内会組織への移行について議論をしております、その中で公民館活動の存

続について多くの御意見をいただいていることについては承知をしております。また風連地区のそれぞれの公民館分館活動についても長い歴史の中で地域に根差した活動を展開され、地域に活力を与えていることは十分認識をしているところであります。これからの公民館活動を新市としてどのように行っていくかについては、風連地区だけの問題としてではなく、名寄地区の公民館活動とあわせて、どうしていくことが望ましいのかを地域住民、関係機関、団体などと協議をしまいたいと考えております。

次に、合併に伴うスケールメリットにかかわってのお尋ねであります。昭和の大合併と異なりこのたびの市町村合併は自治体の存続をかけた合併であったと認識をしております。昨年3月の合併から1年半が経過しましたが、財政面から見た合併という点で申しますと地方交付税、合併特例補助金、合併特例債においてあらわれてきておりますし、また旧風連町の長年の懸案でありました道の駅整備事業や風連地区市街地再開発事業は、まさしく合併によって大きく動き出したものと認識をしております。今後は、職員の定員適正化や公共施設の統廃合、受益者負担の適正化など行財政改革推進計画の着実な実行に努めてまいります。

また、各種料金や使用料、税につきましては、一部合併協議会で猶予期間が設けられたものもありますが、市民負担の公平性を確保する観点からは可能な限り速やかに統一することが新市の責務であると認識をしております。しっかりとした対応をしまいたいと考えております。

次に、両地区の一体感にかかわってお尋ねがありました。両地区には、それぞれの歴史があり、地域個性があり、行政運営にも差異があったため新市の融合による一体感の醸成には一定の期間と市民、議員、職員の話し合いと相手への理解が不可欠と考えております。合併特例区は、地域個性を尊重して緩やかな融合を図る制度でもあります。新総合計画に具体的な施策は掲げられていません

が、策定に当たり審議会委員として精力的に協働の取り組みをいただいたことが一体感を醸成するスタートであったと判断をしております。互いの地区の祭りへの参加や友好交流都市への派遣、地域行事への参加など、地区の垣根を越えてその輪は徐々に広がりを見せております。新名寄市が新たな地域における新たな家族として、議会を初め市民の御協力をお願いしたいものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） それでは、再質問させていただきます。

ただいま地域自治組織の今後の取り組みといたしますか、創設に向けての基本概念等の答弁があったわけでございますけれども、御承知のように風連地区には法人格を有する合併特例区、名寄地区は地方自治法による地域自治区と、それぞれ合併時に選択をしたわけでございます。名寄地区は、新聞等によりますと68町内があるようでございます。それを小学校単位、校下単位というのですか。それに分けるというか、そういうことで行政側からの提案があったと伺っておりますけれども、地元紙によりますと、これは大分以前の話ですけれども、受け入れられなかったということも新聞報道で載っておりました。

このことにつきましては、前日大石議員の答弁の中にもあったので、多少ダブる面もあろうかと思っておりますけれども、それから初日の市長の行政報告の中にもこのことについての今現在の進捗状況というか、どういう形で理解を得るように話をしているというようなことも載っておりましたので、再度今現在どのような方向で進んでおられるのかお聞きをいたしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 地域自治区に対する住民理解ということで御質問をいただきましたけれども、本年の年明け早々に町内会長交流研修会

という機会がありまして、この場で地域自治区の構想について説明をさせていただきました。地域自治区と町内会の位置づけを含めまして、戸惑いがあったことは事実であります。その後、答弁でも申しましたとおり町内会の会合等に出向きまして説明あるいは協議を精力的に続けてまいりました。今後は、地域との話し合いの中で、それぞれ準備の整った地域から平成20年度をめどにスタートをさせて、これを全体的に広げてまいりたいと、このように考えております。

○議長（小野寺一知識員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 名寄の状況につきましては、ある程度認識をいたしました。風連地区につきましては、特例区長の諮問機関で住民自治組織移行審議会等を立ち上げまして肅々と今議論をしている最中ですので、それらにも私も加わって、よりよい住みよいまちをつくるよう、いろいろとこれからも努力してまいりたいと。風連地区についてはそういうことで報告と申しますか、そういう形になりますので、いろんな面で御支援をいただける部分があればしていただきたいと、要望としてお願いをいたしたいと思っております。

それでは、先ほどの少子高齢化等々で、いわゆる連帯感が隣と薄れている。一昔前ですか。大都会では、隣は何をする人ぞということが言われたわけですが、最近地方都市においてもそういう傾向があるといったことがかなり言われているわけですので、特に私は名寄地区の例えば大学生、親元から離れてアパート暮らし等々をしていると思っておりますけれども、その人方の対応といえますか、先ほどの答弁の中で町内会費というか、金銭的な負担の部分も含めて、イベント等にもなかなか参加できないというか、そういったことがあるように伺っておりますけれども、そういうことに対しての対応というのは、これはあくまでも行政がこうなさいではなくて、やはり自治組織に移行するわけですから、その町内会なりなんなり、いわゆる住民の人たちが考えて話し合っ

ていただかないと思うのですが、行政側としてどのような形がベストなのかということをお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 大学生の町内会等活動への参加ということでのお尋ねであったと思っておりますけれども、もちろん学生もそれぞれ地域で名寄市民として住まいをしているわけですから、そうした活動に積極的に参加していただくのももちろんございますけれども、1つは御案内のように保健、医療、福祉という地域に極めて密接な関係を持つ学部学科構成を持っている大学でありますから、こうした学生のマンパワーはもちろんでありますけれども、教員の持つ学問的なノウハウであるとか、こういったこともぜひこれからの町内会活動あるいは地域自治区づくりに加わっていただいて、そうした協力もぜひお願いしていきたいものと考えております。

○議長（小野寺一知識員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） それと、今部長から御答弁いただきましたけれども、一番身近な住民自治組織として町内会活動の活性化が必要と考えておりますと、これは連帯感が薄まることにはですね。地域自治組織と同様に住みよいまちづくりに向け、支援をしていくという答弁があったわけですが、この支援をしていくということは具体的には人的な支援なのか、物心両面にわたる支援、どういう支援の形をしようとしておられるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 市では、従来から市民のコミュニティーを促進をするということを目的としまして、町内会自治活動交付金として町内会に交付をしてきたわけですが、今後ともこうした活動の支援を続けていくのはもちろんありますけれども、さらに地域自治組織とも連動をしますけれども、どうしても職員のそうした組織内での活動ということもまた当然必要になって

くるでありますから、これらにつきましては今後しっかりと議論をして形づくりをしてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知識員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 先ほど社会教育法により市町村に公民館が設置されて、地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興など、それがその目的とされているわけでございますけれども、風連地区での今後のあり方を今お伺いをいたしました。

御案内のように、風連地区には今現在6つの分館組織がございます。いわゆる市街地は1カ所でございます。あとはいわゆる在といたしますか、日進、旭、下多寄、東風連、西風連と。そして、御案内のように私が住んでおります旭地区は小学校が40年ほど前に統合になりましてありません。西風連もありません。そういった中で、いわゆる公民館がその地域の時計のような形をしております。小学校があるところは、小学校なりがその地域の時計の役割をしていると。そういった本来からいきますと、この公民館活動といたしますか、これが地域のすべてとまではいなくても、これが中心になって地域地域の活性化等を図ってきているわけですから、御案内のように移行委員会のこの間区長会議があったそうですけれども、分館の取り扱いに意見が集中したといったことで、私もそのことが一番危惧をしているわけでございます。

ただ、先ほどの答弁を聞いてみると、これは風連地区のそのことである程度解消といたしますか、地域地域との話し合いでもって推し進めていかなければならないと思っておりますけれども、ここで名寄の方に怒られるかもしれませんけれども、名寄の公民館というのはあってないみたいなものなのだという、先ほど言ったように町内会活動が主たるものだと。ここで風連地区の公民館活動を見習っていただきたいと、そういった方向で進めていきたいと思っておりますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（小野寺一知識員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほども答弁の中でお答えしておりますが、この風連の特に分館、5つの分館でしょうか。この活動というのは、従来からずっと地域に根づいた大変活発な活動をされているということで、市の助成金等についても従来から歴史的に随分大きな違いがあると、こんなふうに受けとめております。

一方、名寄では名寄文化センターに象徴されるもの、それから智恵文の多目的研修センターとか、こういうのに象徴される中央的な活動は大変活発なのですが、地域、智恵文であれば智南だとか、ああいう地方の活動というのはややもすると風連の分館活動から見ると、公民館活動としては活発でないと。風連地区の場合は、やはり公民館イコール名寄という町内会のような、こういう働きをしているのに比べて、名寄地区の場合は町内会は町内会独自に活発に活動しておりますので、それぞれの地域にある分館というのは、その中のほんの一部の役割を担う程度であるというふうに考えております。

今後やはりこの公民館活動を考えていくときに、特に分館の活動を考えていくときには、先ほど答弁にありましたように地域自治組織、この中にこの分館活動をどう組み入れていくか、こういう位置づけをはっきりすることがやはり大切ではないかと。そのことによって、風連のいいところを名寄地区もしっかりと学びながらその制度を取り入れていく、こういう必要があろうかと、こういうふうに考えております。

○議長（小野寺一知識員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 私の質問の仕方が悪かったのかどうか、決して……名寄地区の町内会活動のいいところも、合併したわけですから、そういった中でどんどんと見習って取り入れていく。このことが一体感の醸成の一つとして考えますので、その点もしっかりとこれから支援等もよろしく願いをいたしたいと、そのように思います。

いずれにいたしましても、今も地域自治組織移

行に両地区で議論が進められているわけですが、あくまでも最終的には住民主体のそういった形で、もちろん行政と住民の協働でまちづくりをしなければならぬわけですから、そういった中でそれを基本理念として一生懸命やっていただきたい。このことを要望して、この質問に対してはこれで終わりたいと思います。

続きまして、合併効果とまちづくりで、先ほどは財政面から見た合併優遇の道は開かれているが、合併の本格的な効果は職員の定員適正化や公共施設の統廃合というふうになっているという答弁でございましたけれども、職員の定員適正化ということは、これは私は上限はないと思います。ということは、確かに財政的には職員を減らせば財政がその分が浮くという、私はそういう考えではありません。特に事務が煩雑だというのは、これから三位一体改革でどんどん、どんどん、いわゆる地方にある程度の、地方都市にでも権限が与えられると。その中で職員の対応というのは、これはまさしく事務事業というのはふえてくると思います。そういった中で、やはり職員を端的に減らすとか、適正化という言葉が適正なのでしょうけれども、そういったことは確かに求められているのでしょうけれども、私はそれはかなりしっかりと議会も含めて議論をしなければならぬと、そういうふうに思っております。

その中で、受益者の負担の適正化、税、各種負担金等についても具体的に地域内のバランス等を図り、一般市民の理解、同意をどのようにして図ろうとしているのか。図るといえることですが、具体的な施策があるのであればお知らせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 使用料、利用料あるいは各種負担金、税も含めましての統合の件で御質問をいただきましたけれども、合併協議会でそれぞれの統一時期を目標として設定をした経緯もございまして、これらを踏まえて統一の作業を進

めていくというふうにしておりますけれども、合併によりまして地域の皆さんがひとしく名寄市民となられたわけでありまして、負担の公平の確保と一体感の醸成という意味からは、やはり可能な限り速やかに統一することが先ほども申しましたとおり新市の責務である、このように認識をしております。市民への説明責任をしっかりと果たす中でこうした対応を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 先ほどの適正化と重なるかもしれませんが、市民負担の公平性を確保する観点から速やかに統一することですけれども、総合計画の117ページで名寄市の財政の中でこういうことがうたわれております。多様な行政需要に対応するためには、住民に提供するサービスの範囲と地域住民の役割の調整を図るとして。サービスの範囲と地域の住民の役割の調整、これはどういうことですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 御存じのとおり、かつて国が成長を続けて、国も地方も含めて税収が潤沢に集まった時代には、ほとんどの行政項目について公費で市民サービスを支える、こういう時代が続いたわけですが、このところやはり低成長になりまして、国も地方も挙げて財政危機ということでございまして、従来支えてこられた公費による行政サービスがすべてが公費で賄うということにはなくなってきておりまして、やはりどれがひとしく行政サービスをすべき部分か、あるいはこの部分は受益者負担も含めて調整をいただく部分かと、当然そうした振り分けが必要な時代になってきておりまして、特に同じ1つの市の中でもそれぞれ地域事情がありますので、それらも勘案をしながら、住民の方と十分相談をしながら事業の盛りつけをしていくと。こういうことの意味でのそういう表現であろうと考えており

ます。

○議長（小野寺一知識員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） ざっくばらんに申し上げまして、こういうことを私の口から言うと、またいろいろ物議を醸し出すかどうかはわからないわけですが、合併して1年がたちました。これは、私だけの聞いている範囲、一般市民からお聞きをしますので、合併して、これは先ほど言ったメリット、デメリットの部分になるのでしょうか、負担がふえたという、いわゆる今定例会で委員会付託いたしました上下水道の問題、それと国保税の問題もいろいろ午前中に議論があったところでございます。それと、今後まず話題になる、話題というか、議論はかなり白熱するだろう風連地区と名寄地区の保育料の問題、これにはかなりの差があります。そういった中で、除排雪の問題等々、もちろん我々が市民説明をきちっとしなければならぬ部分もありますけれども、そういった中でいまだにこれはレベルの低い話かもしれませんけれども、それなら風連町の時代のほうがよかったという声も聞きます。そういった中で、1つの行政と風連地区の住民との垣根があるような、そういう感じもしないわけでもありません。それをどのように取り扱うか。その取り扱うことにつきましては、私たちにも責任はあります。それをどのように、行政側として考えておられることがありましたら、お答え願いたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 今お話がありました合併後の種々、特に住民の受益者負担といえますか、そういった関係から端を発しまして、いろんな疑問や、あるいは不満が出ていると、こういうことであります。

合併協議会の幹事長をしておりまして、合併協議会の中でやはり同じような意見が、事務局の中でも同じような意見がございました。私どもやっぱり判断するとき、1つには大局的な判断をし

ていかなければならないと。1つ制度をつくると、必ずそのことによってマイナスになる人とプラスになる人が出てくる。しかし、ひとしくマイナスにはでき得ない。それでは、大局的に名寄市という大きな範囲内でどういうふうにして判断したらいいのだろうかという、いわゆる大局的な判断をしていかなければならない。もう一つには、将来的な展望を持とうと。将来的にはどういうことであればいいのだろうか。今のままで、よく合併のときにも言われましたけれども、負担は低いほうに合わせてサービスは高いほうに合わせて。これができれば一番いいのですけれども、ところがそうはいかない。そうすると、どういうことが必要かという、判断の基準として1つにはやっぱり大局的な判断が必要だろうと、局部的でなくて大局的。もう一つには、将来どうあるべきかという判断が必要だろうと。この2つで合併協議会の幹事会、いろいろ議論させていただいて、今日の1つは合併協議の約束をして負担の統一を図ろうと、こういうふうになりました。

合併時にできたのが、税の関係は合併時にできましたけれども、保育料の関係、特にお話がありましたけれども、これは旧風連町の地域にあった保育所を統合したという関係もあって、しかも統合したばかりということもありまして、保育料については非常に名寄市と格差がありました。しかし、このところは名寄市も国から見ればまだ少し2段階ぐらい多い、安くしていたわけでありませぬけれども、合併協議の中で判断としては国の基準に合わせてまいらうと。そのために、特に風連地区の保育は10年かけて行いまいらうと、こういうようなことになりました。普通10年かかると非常に気の毒になるような点、語弊がありますけれども、あるのでありますけれども、しかし余りにも差があり過ぎるから、10年ぐらいは必要だろうという判断をさせていただいて、協議会の中でそういう結論をいただいたところであります。普通例えば保育所に入っているのは3年なら3年、

4年なら4年の区域でありますから、その期間内で調整をするというのが普通なのでありますけれども、しかし経過がありますので、少し長いですが、10年にさせていただいたというような経過がございます。

おっしゃるとおり、素朴な疑問といたしますか、私たちの話として、いや、これなら合併しないほうがよかったのにねということも、その部分だけを見たらあると思いますけれども、しかし全体を見ていただきまして、やはり先ほど中尾総務部長から話したように今回の合併の意義というのは、お互いに名寄市も風連町も生き残りをかけてやっている合併なのだと、したがってそのところは理解をしていただきながら、使用料、手数料については負担が大きくなる場合もあるし、また一定程度少なくなる場合もあるということで、全体として1つのかまどになったなら、1つのかまどとしての判断をしていこうではないかと、こういうようなことを考えておりますので、その垣根を取り払う努力というのは決め手はないと思います。しかし、あらゆる場面で私どももお話をさせていただきながら理解をいただくというのが一番垣根を取り払うこのものかなというふうに思っています、時間がかかるとは思いますが、努力はさせていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 暗い話ばかりしておりますけれども、例えばことしの2月に発表されました第3期の高齢者福祉介護計画の中でも、これは風連地区にとりましては大変保険料のいわゆる値下げということで、これは合併効果だと思います。決してすべてが私が今申し上げましたマイナス部分ということでないことだけは御承知おきを願いたい。合併時に風連の3大事業と言われて、今は何と言うかちょっと私もわかりませんが、道の駅、本町の再開発と風連中学校の改築、これがやっと2つが見えてきたという感じで、これも先ほど本町の再開発につきましては特例債

を充てると、充当をする。これも合併効果だというふうに理解はしております。ただ、私はいわゆる今副市長が常日ごろ言われております心の合併というところで負担増ということでお聞きをいたただけで、今後とも今副市長が答弁されましたように長くかけてしっかりと議論をするものはして、そしていわゆる住民が納得する、そういう形で行政を進めていっていただきたいと思っております。

それでは、私1時間もやるつもりもなかったわけですが、最後に市長に答弁をいただければ私も幸いと思っております。平成17年2月6日、私はこの日を一生忘れません。合併の是非を問う住民投票が風連で行われました。御案内のように、合併をしてもよろしいというゴーサインが出たといったことで、議会も同意をして合併に踏み切ったということでございます。中には、北海道上川郡風連町がなくなるのですねといったお年寄りの方に何人も私は7日の日に会いまして、電話も来ました。そういった中で、私はこう申し上げました。いずれにしても、今はもう合併しなければ財政その他いろんな面で、名寄と一緒に北北海道の中核都市名寄を支える風連町は一翼を担うというつもりで私は合併推進しましたということで理解をしていただいたわけですが、そういった中で本当に風連町は苦渋の選択をしたと。そのことは市長も十分、合併協議会の会長ですから、御承知のこととは思っております。合併してもバラ色なものではないと旧風連町の柿川町長がよく口にしていたわけですが、これは旧の風連、名寄よりもそれ以上に行財政改革というのは進めなければならないということだと思います。また、合併というのは変化をしなければ合併でないと。変わらなければ、ただそれがいわゆる悪い変わり方ではなくて、ある種のよい変化といたしますか、そういう形が見えなければなかなか合併してよかったという、そういう感じにはならないのではないかとことも言われております。

それと、合併前に「暮らし方ブック」という冊

子を出しました。その中の初めに、行政サービスや負担水準については住民生活に支障のないように一体性の確保に重点を置いて調整するとともに、大きく差のあるものは一定の期間を経て統一するというようになっております。それは、先ほど言われた保育料の問題だとか、そういうことだというふうに理解をしております。小さいところ、いわゆる旧風連町が痛みを受けているように私もいまだにまだ感じております。行政運営に配慮していただきたいと、このように思いますが、市長の見解をお聞きをして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 昨年3月に合併をいたしましてから1年6カ月近くを経過いたしました。行政の組織については、全国の合併自治体いろいろな形をとっておりますけれども、風連、名寄については分庁方式ということで、行政組織を2つの庁舎を有効に活用しようということも含めて体制をつくりました。このことが、職員はまず一体感の醸成にはいやが応でもお互いに名寄から風連に通う、風連から名寄に通うということで、担当をする職員はお互いのまちを早く知ると、こういうことでは大きな効果があったのではないかと、こんなふうに思っております。ただ、1年半経過して市民の皆さんの中からは、やはり分庁方式で支障があるという御意見もあります。

昨年の総合計画の際に、それぞれの地区を懇談で回ったわけですが、総合庁舎をつくる気はないのかと、こういうような御意見もあったのも事実でございます。私は、今日的な地方財政の環境では、すぐ総合庁舎をつくるというようなことには環境的にはないと、そういうお話をさせていただいた経過があります。

そういう中で、御指摘の変化をさせる、場合によっては進化をさせるといいたいまいしょうか、そういうことに意を払っていかねばならぬと、このように思っておりますけれども、この1年半の中では

行政の組織ばかりでなくて各市民活動の分野でも一体感を出すために組織の統合を図った部分もありますし、また長い伝統、文化ということも含めて、いましばらくそれぞれの組織を持って活動すると、こういうようなまとめをしているところもございます。ここのところは、私は余り焦らないで、市民の皆さんの力をそれぞれの分野で十二分に発揮する中で自然体で統合等が図ればというふうにも思っているところでございます。

行政サービスを維持させるためにということでは、お話にもありましたように負担の関係で、合併したことによってアップする部分と、こういう実感の部分もあるかもしれません。午前中の高見議員の質問あるいは昨日の質問の中でも例えば国保税なんかをとってみますと、これはスケールメリットがまさに出て、国保の個々負担については差が実感されているのではないかと、こんなふうに思っております。

農業の面でもそれぞれの自治体が持っていた栽培面積、これが合体することによって一定のロットが高まって販売戦略もつくれるだとか、こういう産業面でのスケールメリット等もあるわけでございまして、そういうことを総合的に勘案して、やはり実感として合併してよかったと、こういうことを早期に市民の皆さんに実感していただけるように日々努力していかねばならぬと、こんなふうに思っているところでございます。

昨年の合併にこぎつけるまで、旧風連町の皆さん方が合併に取り組む熱意、そしてまた合併をすることに危惧を持っていた市民の皆さんに対しては、これからはしっかりと情報開示をしながら理解を深めていく努力を続けていこうと、このように思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 以上で田中好望議員の質問を終わります。

名寄市の生活ごみの統一に向けた考えと放置空き家対策について外2件を、木戸口真議員。

○12番(木戸口 真議員) 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い、一般質問をいたしたいと思ひます。

まず最初に、平成19年度予算が執行され、5カ月が経過したところでございます。年度当初は課題も山積し、市民を巻き込んだ論議も数多くあったところでございます。今後も市財政も厳しく、地域経済状況も大変厳しい状況にあります。しかし、市民に夢と希望の持てる政策を示していくのも必要と考えるものです。既に名寄市の第1次名寄市総合計画のスタートの年でもあり、島市長には計画の実行に向け、取り進めていただきたいものと思ひます。

名寄市の作況状況は、おおむね良好との観測が流れております。しかし、一部では干ばつ、低温による被害も予想されるところであります。低価格、自然災害による被害が心配され、地域農業に与える影響があるものとするものでもあります。市として状況に即した対応が求められるものです。経過を整理して対応が必要とするものでもあります。

さて、本番に入りたいと思ひます。今定例会は、私は3件の案件を申し出ているわけですが、同じようなものの部分で重なる部分があるかと思ひますけれども、スムーズな運びで質問いたしてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1点目に、名寄市の一般家庭ごみの統一に向けた考えと放置空き家対策について。昨年の合併に伴い、風連地区、名寄地区の使用料、利用料等の違いを3年間で調整することで合併協議会で合意しているものでもあります。一般家庭ごみについては、平成18年度名寄市指定ごみ袋料金は統一されているものでもあります。一般廃棄物最終処分場ごみ処理手数料、ごみ収集体制などの違いは統一に向けた協議がなされているが、最終処分場は名寄地区では重量制で風連地区では累進制と違いがあり、ごみ収集体制の違いもあり、協議がなされ

ているようだが、ごみにかかわることは市民の理解と協力が欠かせないものでありますので、改正に向けた住民説明をしっかりと対応していただきたいと思ひます。これらのことから、3点についてお聞きいたします。

1点目に、一般家庭ごみの統一料金の考えと収集体制の考えは。

2点目に、実施時期の考えは。

3点目に、住民に対する周知、要望は。

次に、放置空き家対策について。近年農村地区、市街地でも空き家が目を引く状況にあります。特に市街地の放置空き家が目につき、住民生活に支障を招く状況も見受けられます。町内会でも対応に苦慮しているとの声が聞かれており、旧名寄市でも平成13年12月に62町内会に空き家の実態調査をされておられます。その結果、民家139戸、ほか31戸で170戸の空き家の実態が示されました。その後の市の取り組みとしてどのような取り組みをしてこられたのか、住民環境の危機をどう対処していくのかをお聞きいたします。

1点目に、名寄市における放置空き家の現状は。

2点目に、放置空き家の今後の取り組みは。

大きな2番目に、名寄市の行財政改革推進計画の施設の管理、業務の民間委託に向けた取り組み状況について。新名寄市行財政改革推進計画が平成19年2月に示されました。同計画の基本方針は、最少の経費で最大の効果を上げるを掲げ、民間活力を導入し、市民サービスの向上や経費の節減を図るものでもあります。名寄市の財政状況から待たなしの取り組みが必要とするものでもあります。計画の推進状況をお聞きいたします。

1点目に、推進項目で民間活力導入に向け、19年度調査検討している対象の施設、業務の状況と課題をお知らせ願ひます。

2番目に、主立った施設、業務の民間委託がなされた場合の効果はどれぐらいと思ひおられるのか。

大きな3点目、風連地区市街地再開発事業の取

り組み状況と今後について。平成19年度予算で既に風連地区市街地再開発事業費1億8,600万円を予算化し、風連地区の中心市街地活性化とも言えるコンパクトシティの実現に向けて後戻りのできないものとなっていると考えるものであります。新たに本格的な事業に取り組む風連本町地区市街地再開発準備会を発足させ、本町地区を4ブロックに分け、農協を中心としたコンパクトシティの誕生を目指しております。事業費は約26億円で、計画中の資金調達も課題となると聞かるところです。これらのことから、幾つかの課題についてお聞きいたします。

1点目に、(株)ふうれんが再開発の施行者となり、個人施行方式での実施が決まったが、メリット、デメリットは。

2点目に、4ブロックの共同住宅について、投資する市の最終的な考えがまとまらなないと聞かすが、早急な判断が必要と考えるが、考えをお聞きいたします。

3番目に、浴場併設の考えがあるようだが、考えをお聞かせ願います。

4点目に、今後のスケジュールと事業計画の見直し等があると地権者の持ち出しが変わり、事業のコストがかさみ、地権者の負担にならないのかの考え方をお聞きいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長(佐々木雅之君) それでは、木戸口議員から質問のありました大きな項目の3つについて御質問をいただきました。1点目は私のほうから、2点目の行財政改革については総務部長から、3点目の風連地区市街地再開発事業につきましては建設水道部長からの答弁となります。

1点目の名寄市の生ごみの統一に向けた考えと放置空き家対策についてお答えいたします。ごみ処理手数料につきましては、名寄地区及び風連地区における収集回数等の違いから、有料袋を除き

最終処分場に持ち込まれるごみの手数料は合併時には統一することができませんでした。事務段階等の協議も含めまして、合併後3年をめどに統一することにしていました。

有料袋については、炭化ごみでは袋の種類を拡大を行い、住民サービスへの拡大を行い、埋め立てごみでは旧風連町で40リッター70円を80円に上げることで調整をしていただきました。

平成18年4月から風連最終処分場には家庭系ごみを、名寄の内淵最終処分場には事業系ごみと使い分けて搬入処分を行うことといたしました。搬入を開始してから3カ月で風連最終処分場に予想を超える多くの車両がごみを持ち込み、交通安全対策上にも問題を生じることとなり、内淵最終処分場で家庭系ごみ及び事業系ごみの両方を受け入れることで対応をいたしました。この手数料の差が残っていることにより、その後も名寄地区からごみが搬入される状況が続いております。平成18年度の埋め立てごみ手数料ベースにおける搬入量では、風連地区から248トン、名寄地区から256トンと全体の5割強の埋め立てごみが名寄地区から搬入されている状況であります。

さらに、18年度の最終処分場の運営状況を取りまとめますと、埋め立てごみ手数料が異なることによる弊害も顕著になってまいりましたので、今後統一に向けて次のとおり進めてまいりたいと民生常任委員会にも諮りまして考えております。

1点目は、埋め立てごみの収集形態が名寄地区では週1回の収集、風連地区では月1回と異なることから、手数料の統一と同時に歳出予算を極力抑えての風連地区の収集回数の拡大を含め見直しを行いたいと考えております。埋め立てごみ手数料が2通りあるため、安いほうにごみが搬入され、風連処分場の供用期間が短くなることが懸念されます。安全対策の関係からも処分場は2カ所あることが望ましいという考え方に立ちまして、風連処分場の延命化を今後も図ってまいりたいと考えています。

埋め立てごみ手数料の積算につきましては、旧名寄の内淵処分場におきましては完全重量制を採用しております。容量を重量1リッターを0.25キロに換算しております。風連処分場は小規模なごみは安く、大量のごみについては高いという累進制を採用しています。これらの差異については、ごみの有料化に取り組んだのが旧風連町が早く、旧名寄が若干遅かったことの実施年度の差も影響しているというふうに考えています。内淵処分場の金額ベースで手数料を統一してまいりたいというふうに考えています。

現在の料金の格差は次のようになっております。内淵処分場は10キロで80円、風連処分場につきましては100キロまで200円、100キロ以上200キロ以下で10キロごとに20円加算、200キログラム以上は50キログラムごとに500円加算とちょっと計算も複雑になっております。500キログラムになりますと、内淵処分場と風連処分場の料金は同じ金額になり、850キロ以上で風連処分場のほうが高くなるということになっております。

実施時期の考え方につきましては、実施時期は合併後3年間、18、19、20の3年間を経過期間とし、来年度の早い時期に特例区協議会等への説明も検討し、9月の定例会に条例改正案を提案して21年4月1日から実施したいというふうに考えております。

住民に対する周知、要望につきましては、収集形態の違いがあるものの、風連地区の廃棄物処理に対する意識の高さを尊重させていただきまして、収集回数拡大を軸にごみの減量化、資源ごみの分別を含めてのモデル地区の設定あるいは地域住民懇談会等を開催しながら周知活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、(4)番、(5)番の放置空き家対策についてまとめてお答えをします。昨日の岩木議員の答弁と重複をいたしますが、御理解をいただきたいと思っております。平成13年度の空き家につ

いての実態調査につきましては、名寄地区のみ行っておりますので、今後につきましては風連地区も含めた全体の調査を行いたいと思っております。

13年度調査後の取り組みにつきましては、町内会のほうから相談のされました冬期間における屋根の除雪で苦慮している部分、それから危険建物ということの相談のあった部分については、それぞれ相手方を探しまして文書連絡と電話等で対策についてお願いをしています。空き家の整理をするためには、きのうも申しましたように産業廃棄物としての適正な処理が求められておまして多額のお金がかかること、それから所有者の死亡に伴う相続の問題等が過疎化であるとか高齢化の進展もありまして、なかなか相続が順調に進まないということもありまして危険な家屋がそのまま放置されている状態が続いています。今後につきましては、再度町内会の御協力をいただきながら空き家の実態調査を実施するとともに、他市町村においても同じ問題を抱えていると思っておりますので、対応策などの情報を把握してまいりたいと思っております。

最後に、この種問題につきましては市民課、税務課、生活安全担当等、それぞればらばらの対応ではなかなか作業が順調に進みませんので、少ない職員の中で3つの課が連携をして役所総ぐるみで対応してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、行財政改革推進計画にかかわっての御質問にお答えをさせていただきます。

市では、公共サービスを行政だけで担うのではなく、民間活力を導入し、積極的に民間委託、指定管理者制度等の活用、推進を図ってきているところであります。指定管理者制度につきましては、平成18年度末までに25の施設において導入を図ってまいりました。平成19年度において、母子里地区共同牧場、南水泳プールで新たに指定管

理者制度を導入し、現在道の駅の管理について作業を進めております。また、しらかばハイツの事業団への移行につきましても関係職員、団体と精力的に協議を進めているところであります。利用者に対しても十分な説明をし、理解を得ながら平成20年度の移管に向けて作業を進めております。その他の施設につきましても環境が整い次第、早期の実施を図ってまいりたいと考えております。委託等がなされた場合の効果につきましては、人件費を主とした経費の節減が見込まれるところであります。本年2月にお示しをしました名寄市行財政改革推進計画の着実な実行に向け、努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは大きな項目3番目、風連地区市街地再開発事業の取り組みの状況についてと今後についてをお答えいたします。

最初に、個人施行方式のメリット、デメリットについてであります。メリットについては、これまでの再開発は百貨店やスーパー等を保留床の購入やテナントとする大規模な店舗を建設するのが大部分であります。個人施行方式は店舗と住宅の整備を中心とした商店街の近代化と町並みの整備を目的とした小規模な事業を民間による再開発の促進をねらって創設された制度で、国庫補助採択基準の地区の規模、施設の規模など要件が組合施行と比べて緩和されております。特に施設の規模の建物平均階数が組合施行では4階以上で、個人施行では3階以上とされていることから建設事業費が抑えられ、組合施行で事業を実施する場合と比較しますと大きなメリットになるというふうに考えております。デメリットについては、事業の仕組みが組合施行と同じであるために風連地区の場合はないというふうに思っているところであります。

次に、共同住宅の計画変更についてであります。

午前中の佐藤議員の答えと重複することをお許しいただきたいというふうに思います。共同住宅については、当初から市街地の中心部となる再開発整備区域内の定住人口をふやし、中心街の活性化を図る目的で建設を計画し、共同住宅を公営住宅として借り上げ、市民に住宅を供給し、まちなか居住の推進を図っていく計画を進めてきたところであります。準備会とともに共同住宅のオーナー探しに努力してまいりましたが、建物の所有者が見つからず、この状況のままではこれからの事業を進めていく上で時間的に余裕がなく、計画の見直しが必要となったということでもあります。また、各ブロックの設計協議を進めてきた中で総体的に駐車場、冬期間の雪の堆積スペース不足などの課題が生じてきており、解決策を模索してきたところであります。共同住宅の計画を見直し、ほかのブロックの施設を配置することにより各ブロックの駐車場、雪堆積スペース等の確保が可能となることから、今回の計画変更を行い、まちなか居住については建てかえが予定されております瑞生団地住みかえ住宅を市街地に建設し、準備会と合意に達し、準備会では地権者に計画の変更について9月6日に説明をして理解を得たところであります。

次に、浴場の併設の考え方であります。先ほどもお答えいたしましたけれども、市街地に浴場施設がないことから、事業での整備要望であります。民間での浴場計画は現在のところ持っていません。なお、今後についてもないというふうに思っています。市においても浴場のある施設を抱えており、利用客の増加に向け努力をしている状況で、これ以上の施設を抱えるのは難しい状況でありますので、御理解をお願いしたいというふうに思っております。

次に、今後のスケジュールと事業計画の見直しによる地権者への負担であります。スケジュールにつきましては、準備会が6月に知事への事業認可申請に必要な調査設計を発注し、作業を進めて

おります。予定としましては、11月に知事申請を行い、認可後は準備会から個人施行者が事業主体となり一般業務代行の公募決定、委託を行い、実施設計、権利変換計画の作業に着手する予定であります。平成20年1月ごろには建築等の工事を代行する特定業務代行の公募、2月決定、委託を予定しております。5月ころには知事への権利変換認可申請を行い、認可を受け、当該ブロックの補償、7月、解体除去工事、建設工事に着手、完成、入居を随時行い、平成22年度事業を完成する予定としております。計画の見直しにより事業費が変わりますが、共同住宅はもともと市が公営住宅として借り上げる計画で公的要素を占めていたことから、市が取得する公共施設での対応を考えておりますので、地権者への持ち出しは変更がないと、このように考えている次第であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） ただいまるるお答えいただきましたが、先ほども言ったように何点か重複する部分がありますので、スムーズな運びで質問いたしたいと考えております。

まず最初に、一般家庭ごみの統一に関する関係で何点かお聞きしたいと思います。埋め立て手数料が先ほども答弁の中にもありましたように、合併時の中でも埋め立ての手数料は統一できなかった。有料袋については、ほとんど統一できたかと思うのですが、まず統一できなかったのか、収集体制、収集の仕方がまるっきり違うというこの大きなことから、なかなかこの埋め立て手数料が統一できなかったのかなと思います。

それで、先ほどの答弁の中にもそういった意味で異なることから、名寄地区からやはりそのごみの手数料は4分の1ぐらい安いもので5割ぐらい大きく流れたというお話をされておりました。きのうあたりもこういった一般廃棄物の処理基本計画の資料をいただいたのですが、名寄市の年間のごみの排出量は1万2,000トンというこ

とで、毎年少しずつ下がっているというお話だったのですけれども、まずこの収集体制の違いということが大きいと思うのです。基本的には名寄は戸別回収ですね。戸別収集が基本で、一部ステーションになっていると。そして、風連はステーション収集であると。176カ所のステーションを持って、まちも農村部もみんなそういうところに回収日を決められた中で集めているということで、グラフをもらったのがありますので、ちょっと簡単に、全部は言いませんけれども、ちょっと違いが。炭化ごみについては、名寄は戸別なのですけれども、週に2回、風連は週に1回、そして埋め立てごみは名寄は週に1回、風連は月に1回、廃プラ等や何かいろいろあるわけですが、こういったかなり風連の住民にとっては不便性があると思われま

す。それで、先ほど埋め立て料金の関係で、私もそうなのですが、農家等が風連地区は多いもので、やはり冬の間はまとめておいて、二、三カ月たってから車があるので、まとめて持っていくとか、そういう傾向がかなり多いかと思えますし、ここの中の数字にも出ていますけれども、平均の持ち込み量を見ても100キロから200キロの方が多くということで、ここにも数字が示されておりますけれども、先ほど内淵の10キロを80円に統一したいということだったと思うのですが、そうすると風連の場合100から200が多いとなると、大体100だったら200円、そうしたら800円ですので4倍、そして200キロになりますと400円ですが、1,600円ということで、そういった大きな負担になるような気がするのです。

それで、収集体制はそのまま維持しながら回収を多くしたいというお話であったと思うのですが、この辺もぜひとも住民懇談会や何か、いろんな中で皆さん方の意見を聞いていただきたいことと、私はこのままこういった提案をした中で進みますと、やはり風連の住民の中でもなかなか

即理解できない部分が多いのかなと思います。やっぱり収集体制を多くするだとか、この今の風連の体制を生かすだとか、また名寄のほうがそういったステーションをつくって、いずれステーションにしていくだとか、やっぱりそういったものお互いのいいところをとるような形で進めなかったら、私はなかなかこの提案されたものが、かなり住民にも負担になりますし、統一したいというお気持ちは十分わかりますし、私もそれはいいかと思えますけれども、ただ4倍という負担がやはりどうということになるのかと。

それとあと、やはりこういったものが、埋め立てごみが余り料金が上がると不法投棄が多くなるとよく聞きます。やはりそういったことも加味しながら、これは十分調整して慎重に進めていただきたいと私は考えているわけですが、その辺について担当側ではどのような御見解をお持ちでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 基本的にごみの料金は、完全重量制をとるのか、特殊なことを想定して累進制をとるかという問題にもなるかと思うのです。

それで、風連地区については農村地区であるということも含めて、自分たちの農作業の状況とも勘案しながら持ち込むということを前提にしまして、そこに何らかの持ち込み部分の費用を軽減するということが働いたかもしれないです。それがありまして、昨年、18年1年間のデータを実は調べますと、持ち込み台数で約5,092件、このうち10キロから50キロまでの方については約903件と、それから60キロから100キロまでが745台、それから110キロを超える方々が834台ということで、ほぼ3分の1、3分の1、3分の1の状況になっています。だから、そういうことでいきますと、すべての方がたくさん持ち込む方が多いわけではなくて、このように少額な方々も御自分の都合も含めてお持ちになって

いるのかなと。そうすると、収集回数が月1回しかないことに対するデメリットがあるのかなということで、その部分については最低限の解決を見出したいなと思ひまして、月1回を最低月2回、現段階での考えでは最低月2回に拡大したいなと思ひています。

埋め立てごみだけでいいのか、ほかの資源ごみの関係も含めまして、風連地区が独自に取り組んでいました、なかなか都市部に……都市部と言つては失礼なのですが、都市的な通勤族の多い地域はなかなかステーション方式は根づかなくて各戸収集になっていると。そういう面では、先ほどの公民館活動ではないですが、地域に一定の定着性がありまして、その定着性がいい方向に機能しておりまして、それらについても収集回数の拡大等は考えますが、よいものについては積極的に活用させてもらって歳出削減ということ等も含めてお願いしたいなというふうに考えています。

それから、名寄の内淵処分場につきましては持ち込みごみにつきまして事業系ごみの持ち込みもありまして、一般家庭系のごみの持ち込みもありますけれども、そこは完全重量制をとっておりまして、持ち込むから料金を安くするという、そういう考え方は持っておりません。その辺でのバランスもちょっと狂っているかと思ひますので、たくさん運ぶ方についてはそれなりの事情がおりて運ばれることについては名寄地区も風連地区も変わらないかと思ひますので、小規模なものでも運んでくるということに対する収集形態の見直しについてはモデル町内会を10月以降、名寄地区にも風連地区にもつくらせていただいて、紙製容器を中心とした減量化の分別、そこら辺の情報交換も兼ねさせていただいて取り組んでみたいなと思ひています。その中で、今うちの職員が風連地区の収集形態の実情についても実態調査をしておりますので、なるべくお金を余りかけないで風連のよいところをそのまま残させてもらって収集回数の拡大というところで対応していきたいなとい

うふうに考えています。

やはり完全重量制と累進制につきましては、今ほとんどの市町村が完全重量制を使っておりまして、その部分もちょっと勘案させていただいて、具体的な案がまとまりましたら、もう一度民生常任委員会にかけさせていただいて、来年一定程度の周知期間を置きまして21年から実施したいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 今御説明願ったわけですし、モデル地区等もやりながら、また風連のいいところも使いながらやっていきたいということで、料金は今10キロ80円という一応金額は出ているわけですが、先ほど言ったように大きく料金体制が変わると不法投棄ということも、そういう影響もあるというお話も聞いていますので、十分その料金がぐっと上がるということも注意し、また住民とやっぱり懇談会や何かを通じてコンセンサスをとって進んでいただきたいと考えております。

時間的に余りないので、次にいきたいと思いません。それでは、放置空き家の今後の取り組みについてということで、きのうこれは岩木議員のほうからもお話があって、危険空き家については各課また庁内いろいろ通して対応していきたいと。ただ、やはり民事不介入ということでなかなか難しい面もあるというお話、答弁をされておったわけですが、私はもう一つ、環境衛生なのですよね。危険まではいかないけれども、空き家になったことで犬、猫、そういったものが侵入したりなんかして、やはり悪臭だとか、虫の害だとか、雑草だとか、そういったものが環境被害、衛生的な被害をこうむっている方がかなり多いと私は聞いております。それで、危険空き家ばかりではなくて、そういった衛生上のいろんな問題が結構住民のほうからも市のほうにもお伺いや何か来ていますと私は聞いておりますし、実際にお話しし

ただけれども、なかなか電話で返ってこないというお話も聞いております。

それで、今後こういった空き家はかなり多くなってくると思いますので、こういった危険なところだったら、取り壊しだとかいろいろお金はかかると思うのですが、そういった衛生上のことについてはちょっとした配慮で、そういったものが住民サービスの1つの望みどおりになるかどうかは別にしても、やはり行政としてしっかり現地や何かを見て、町内会や何かの清掃業務、春先に清掃とかそういった町内会のことがあるというお話も聞きましたので、そういったときに、そういったごみの整理をするときに町内会でやっていただけるのだったら、ごみの整理はこの部分については無料にするとか、いろんな手助けができるかと思うのですが、そういった環境衛生についての空き家対策はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 昔、昭和45年当時は地域の環境美化ということで、排水状態なんかも悪かったものですから、薬剤を市のほうから無償提供をして整理したこともあります。最近では、環境衛生推進員が地域地域に配置されておりまして、春の一斉清掃、秋の一斉清掃、今はちょっと夏の一斉清掃も実はやっているのですけれども、そういう形で児童公園とか大勢の市民が利用する場所を中心に草取り等の清掃をしているというふうに聞いております。私もことしの5月に清掃をされたときに現場を見たのですが、熱心にやっている町内会と、なかなかそこまで行き着かない町内会もあるみたいですが、かなり熱心に環境衛生推進員を中心にして町内会の役員の方々が清掃に対応してもらったというふうに聞いています。

それで、先ほどの件につきましては、なかなか民事不介入という部分はあるのですが、放置しておくそれが危険家屋にいずれ化けていく

という部分もありますので、今までも更地のところに草がぼうぼう生えて困ったという相談につきましては、電話をかけるなり等の相談には対応してきて、所有者がわかった段階では連絡をさせていただいたということもしておりますので、今後それにつきましては一番有効なのは写真を撮って、写真もつけて送りつけるということも方法として考えたいと思っています。ただ、少ない職員の中ですので、こっから全部調査に向くということはなかなか難しいかもしれませんが、苦情として御相談があった部分については写真を撮るなり、それを送って周知をするなり、その辺については通知の関係については徹底してやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） やはり環境衛生上、大変よろしくない部分が見受けられるので、ぜひとも市でそういった、完全にできなくても相談に乗ってあげていただければと思います。

また、今後の対策ですけれども、これは風連を含めた中で再調査するというお話でしたけれども、やはり住民に対してそういった空き家を出さないというような、そういった啓発的なことが何らかの形で私は必要かと思うのです。それがどういう形でやれるかというのは別にしても、例えばですけれども、今回調査をしますよね。そうしたら、空き家が何カ所と出たときにそういったものが、これはマップにしたらいいのか、ちょっと私はわかりませんが、そういったものを住民にも知っていただいて、やっぱりそういった空き家をふやさないような方向で、そういった啓発的なことができないのかなと私は思うのですけれども、その辺については現実的にできるかできないかなのですけれども、その辺についてはこういった空き家を出さないという、そういった方策については何か考えがとおりでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 今までも民事

の関係については、町内会も通じたり、それぞれ連絡する形で対応してきましたので、一番わかりやすいのは地図情報をつくっておいて、私たちの職場のほうでもだれが対応してもすぐわかるような目で見える資料として整備は最低させていただこうと思っています。それをどう町内会等に活用するかについては、いましばらくちょっと検討の時間をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） ぜひとも住民のニーズ、またはそういった思いにこたえていただきたいと考えております。

それでは次に、名寄市の行財政改革推進計画のことについてお聞きいたします。ことしの2月に作成され、指定管理者制度も十分活用されて、昨年とまたことしもということで、ことしは3カ所導入をということで、こういった指定管理者制度を活用してやはり民間活力を十分生かしていただきたいのと20年度予定があれば、そのお話しも聞かせていただければと思いますし、また業務の委託についてはしらかばハイツが今進められているということで、対象者はきつともって40人ぐらいいるのだと思うのですけれども、しらかばハイツに長年お勤めの職員の皆さん方にとっては大変厳しいことかなと考えておりますけれども、今どのように進められておられるのか、そして今の状況がどういう状況なのか。そして、対象人数はどのぐらいになって、いづろ合意され、4月1日には福祉事業団のほうに移行するというのが出ているかと思っておりますけれども、その辺も。

また、私が1点ちょっと心配というか、あるのは、美深、中川なんかでは今先にそういった特養の施設を民営化しているかと思うのですけれども、今回受け皿が福祉事業団ということで清峰園が既にあると。今のしらかばハイツの40名がその中に……40名か人数的にはちょっと。その中に一緒に入ってその事業団を運営するということになると、なかなか職員間の資質というわけではな

いですが、いろいろなあれがあるのかなと思いますし、その辺も十分配慮した人事交流をしていただけるような方向で進めていただければと思うのですが、今の現状をお聞かせ願えればと思います。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） しらかばハイツの移管につきましては、同じ市の中で経営形態が違うということでは、同じサービスができないのではないかとということも含めまして、合併協議の中でしらかばハイツの運営については市直営から事業団等の直営に移管しようと、こういう表現になっておりまして、今お話ししているのはその趣旨について、まずはしらかばハイツの職員に説明をさせていただきました。その後、身分の問題がございますので、身分の問題を、市の職員から事業団職員への移管ということもございますから、これは労働組合との話し合いが必要ということで、労働組合とも3度ほど実は今まで交渉しているところではございます。なかなかこの身分の移管というのが大変な状況でありますから、そう簡単に結論は出ないわけでありまして、何とか理解をいただく旨、現在交渉中ということで押さえていただきたいというふうに思っております。

目標が20年というふうに置いているところでもありますけれども、やはり移管をして職員の皆さんに頑張ってもらわないと、入所者に影響が出たら困りますので、その辺は十分に私どもも配慮しながらこれは対応していきたいというふうに思っているところでございます。

美深、中川の話が出ましたけれども、和寒も最近移管をいたしました。これにつきましては、やはり一定程度激変緩和措置、例えばすぐ身分は移管しますが、その待遇について3年とか5年とかをかけて変えていくというような措置などをとっておりまして、まだ名寄の場合は具体的にそこまで話し合いは進んでおりませんが、そのようなことも視野に入れながら何とか合併協

議を実行していきたいというふうに思っているところでございます。

非常に職員の皆様にとりましては、現在しらかばハイツで働いております27名の職員、そのほかに臨時職員の方、嘱託職員の方がいらっしゃいますけれども、その全員が事業団への移行をしていただくと。お話があったように、今度事業団に移行した場合は事業団のほうの人事になりますので、その辺は木戸口議員からお話があったとおりその辺配慮をしながらしていかなければならないのではないのかというふうに今考えているところでございます。といいますのは、施設は2つに分かれまして、施設そのものは変わることはございませんので、身分は移管になってもその施設で働いていただくということを考えているところでございます。ただ、職種によりましては栄養士だとか、あるいは生活指導員であるとか、あるいは事務職であるとか、職種によりましてはやはり本部一括という場合もありますので、その辺についてはこれからの協議事項ということで現在進めているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 大変人事に関しても難しい問題も抱えていると思いますけれども、行政改革はやはり待たなしの形で進んでいかなければ、ただそれは相手があることですので、十分近隣の町村や、またそういった異動についても配慮して進めていただきたいと考えているものであります。

それでは、最後というか、風連地区の再開発について、きょうも佐藤議員も質問なされたし、あすも質問される方は多いかと思っておりますけれども、何点かお聞きしたいと思っております。まず、先ほど個人施行方式については3階以上ということで、ただ1つ、共同住宅が変更になったということで、30戸だと思ったのですが、それで5階建てということで、かなりの延べ面積があったと思うのですが、延べ面積の平均が3階以上と

いうとらえ方で私はいるのですけれども、そういった中では今後今まで描いていた絵柄から見るとちょっと何度かその変更があるのかどうかということをお聞きしたいのと、あとこの共同住宅の関係はやはりまちなか居住、理想的には最高だったのですけれども、ただなかなか最初から無理があったのかなと。聞くところでも、やはりちょっと借上げでやるのはなかなか難しいというお話もあったし、たとえオーナーができて借上げしても公営住宅の借上げによる市の持ち出しはかなりあるというお話は聞いたのですけれども、その辺もお伺いしたいと。

それと、今回変更になって、もともと共同住宅の部分は公共の床面積だったと思うのですけれども、それで今回駐車場や何かいろいろなくて、そういった意味ではこのスペースを振りかえ利用というお話だったのですけれども、それで先ほど来事業費も23億円でしたかな。それと、市の持ち出しが13億円云々ということで、当初の26億円のときから見れば1億7,000万円ぐらいちょっと多くなったのかなと思いますけれども、それで先ほど言ったように共同住宅を建てても市のやっぱり持ち出しもあったと聞くところですので、その持ち出しと今回1億7,000万円ぐらい今の予定では多くなる場所なのですから、その関連というか、操作というか、そういったのをもうちょっと説明していただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 最初に、階数の関係でありますけれども、共同住宅の場合はやはり4階から5階を考えていたということであり、基本的には先ほど申し上げたように、延べで3階以上という考え方を持っていますので、今回は診療所部分が少し落ちますというか、2階構造になると。その部分はどこかでまた、それは構造上どこかで3階に、全体で3階の構造物をつくるということで考えています。

それと、もともと共同住宅を建てた場合はオーナーさんを見つけまして、オーナーさんが例えば4億円で建てますよね。それと、オーナーさんには4億円では売れませんので、6億円程度で売ります。そうすると、オーナーさんは今度家賃を取ってお貸しすることになります。例えば名寄市が借上げの住宅にする場合には、そんな10万円も8万円もの家賃を取って市営住宅にはなれませんが、その部分では1万円ないし1万5,000円程度の家賃になるかと思っておりますけれども、その部分は借上げ住宅ですから、建設しない分をそこで私どもが補てんするという部分でいきますと、これを国の制度も借りまして20年間程度、今の段階では20年間程度そういう補てんの制度があるということはお聞きしています。その部分でも名寄市は1億8,000万円程度、差額を8万円として名寄市は20年間で1億8,000万円程度の負担をしていかなければならぬということでございます。ただ、その国の制度が20年間続くかどうかというのも今の段階では不明確ということもございまして、今の段階ではそういう不確定要素に乗るのではなくて、しっかりした計画を持って先に進んだほうがよいという考え方を持って、今全体事業費が2億円も減りますから、そういうことも含めると今の共同住宅をあきらめるというか、見送ったほうが得策という考え方に立って仕事を進めたいというのが現実でございます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 私もそこが聞きたかったのです。やはり市の持ち出しが若干公共的にはふえるということで、これは市民の受けもどという判断をされるかというのもあるのですけれども、しかしながらそういった共同住宅をほかのところ、まちなか居住が聞くところによると今の市街地開発事業の近隣のところで瑞生団地の建てかえや何かをやっていくということで、それは踏襲できるのかなと考えております。

それで、もう一点ちょっとお聞きしたいのは先

ほどの13億2,000万円、一応予定ですので、市の持ち出しが13億2,000万円、補助事業を入れて施行者負担を入れて全部ですけれども、これは合併特例債を使うと、全部使えるのかちょっと私もわかりませんが、そうなるかと約ですけれども、間違ったら正確な数字を教えてください。4億5,000万円ぐらいなのかと。それで、最初の計画の持ち出しでは3億八千何百万円かなと思ったのですが、この数字でよろしいのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今のところは概数ですけれども、今木戸口議員の押さえている数字でほぼ間違いないというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） わかりました。それでもやはり特例債ですので、4億円以上の持ち出しということは、八十何億円だったかと思うのですが、86億円合併債あったかと思うのですが、そんな中では大変大きなものかなと考えております。

それで、もう最後にしたいと思うのですが、最後にこの再開発事業は風連にとっても、道の駅もそうなのですが、再開発事業も今来年を迎えて、風連の5,000人の中でも大変夢と希望を持って進んでいるかと思えます。そして、地権者は22人と言いますが、この中にはJA道北なよろもことしの春に総代会で4,600万円の事業計画を立てて再開発事業に参加するということが総代会で承認されております。この4,600万円も備品が何か7,000万円か8,000万円か見ているということで、実際の数字はまだ3,000万円以上ということにとらえているかと思うのですが、今1次産業は大変厳しい中であって、農協も3年目を合併して迎えるのかなと思いますが、決算も大変厳しい状況であって、新たな1次産業の拠点をこの風連に持つ

ことは私にとっては大変大きなものと考えております。ぜひともこの1次産業の840人、また準備組合員が1,000人いる中で、この事業が国の3分の2の事業の補助事業を受けて、到底この後にこの事業が進まなかったら、JA道北なよろも本所の建設は難しいのかなとも思っておりますので、そういった意味で今回JA道北なよろも準備会の中に入って一緒にそういったものを進めただけというお話も聞いておりますので、ぜひともこの事業を成功させていただけるよう要望というか、お願いを申して、最後に市長にこの取り組みに対しての決意をお聞きして終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 合併協議の中での大きな風連地区のテーマでございました。現JA道北なよろの建物は、もう40年以上経過しているというふうに伺っておりまして、恐らく耐震構造上は問題ありの建物になっているのではないかと、このように押さえておりました。また、現会館の3階の部分の大ホールにつきましては、農協の会合のほかに地区のいろいろな会合等でも活用されていると、こういうふうに伺っておりましたので、この市街地再開発の中では会議室については共有する地区の住民の皆さんがそれぞれ使えるような形に整備をするべきでないかと、こういうようなことを協議の中でもさせていただいて、今回株式会社ふうれんの株のほうもJAにも持っていていただくと、具体的に歯車が動き出したというふうに押さえているところでございます。

幸いに風連の診療所、現在の松田所長さんも大変な地域の医療、健康に対する情熱を持っておりまして、この再開発のエリアの中に診療所を入れると。そのことによって、風連地区の市民の皆さん方の健康づくりが大いにこの事業で前進するのではないかと、このようにも期待をしておりまして、関係者とほぼ規模等についても絞り込まれてまいりましたので、計画期間内にしっかりと遂行

できるように努力をしていきたいと、このように思っております。

○議長（小野寺一知識員） 以上で木戸口真議員の質問を終わります。

15時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（小野寺一知識員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各振興施策について外1件を、渡辺正尚議員。

○14番（渡辺正尚議員） 議長から御指名をいただきましたので、さきの通告順に従って質問をいたします。

まず初めに、各振興施策についてから伺います。北海道の農業は、WTOやEPA交渉等で結果によっては思わぬ方向に行くとは大打撃を受けるのは間違いないわけですから、現在の状況は大きな転換期であります。

そこで、伺いますが、農業振興施策の計画についてですが、農業・農村振興計画が計画期間10年で今年度よりスタートしていますが、前期5年間の主要施策と施策推進上の課題についてはどのようなものなのかをお知らせください。

また、市長の行政報告の中で本年度農産物の作況はおおむね平年並みと言われましたが、畑作野菜の一部については春から夏にかけての干ばつで影響が大きいと聞いていますが、その状況についてもお知らせください。

次に、商店街活性化の考えについて伺います。

1つには空き店舗対策、2つには後継者問題、3つには町中にぎわいのためにいかにお客さんに来店してもらうかだと思いますが、いずれにしても地元商店街のやる気だと思います。市民に地元の商店街は変わったと思われるような対策が必要です。しかし、行政としてしかけるにしても限界がありますので、できる部分から行ってははいかがでしょうか。

私が3年前だったと記憶していますが、市内循環バスを月に1回日曜日に無料にして、それにあわせて商店街が売り出しをする方法もあると思いますが、ただし商店街のやる気が不可欠です。現状は、6丁目商店街にもやる気のあるお店屋さんも数軒あるわけですから、行政としても検討すべきと考えますが、お答えいただきたいと思います。

次に、誘致企業とのかかわりについて伺います。御案内のように、智東地区には総面積87万平方メートルの土地に平成元年9月に着工し、平成2年10月に完成した住友ゴム冬用タイヤテストコースがあり、平成2年度から冬期間のテストが行われています。一昨年、17年には智東3線2号橋のかけかえ工事を約1億円かけて行っており、テスト環境に配慮した対策を講じました。市として誘致企業である住友ゴム工業に対してオールシーズンのテストコースにしてくださいとお願いしているとは思いますが、私がかかわっている名寄ダンロップ会で来月、住友ゴム工業株式会社神戸本社に要望書を提出の予定でいます。このような官民が一体となった行動が必要だと思いますが、この際お考えをいただきたく思います。

次に、昨年の9月にも質問した交流人口拡大について伺います。交流人口拡大についての施策については、新総合計画で具体化しなければならないと考えておりますと昨年御答弁いただきましたが、今現在も考えている状況なのか、具体化されたのかをお知らせください。

次に、昨年御答弁いただいたときには、活性化には大きく分けて5点ほどあると言われました。

1点目は経済効果、2点目はイメージアップ効果、3点目は意識改革効果、4点目は人材ネットワーク効果、5点目は定住促進効果と言われましたが、具体的に交流人口拡大についての地域活性化施策はどのように行われたかをお知らせください。

次に、魅力ある公共施設の利用促進による期待と今後の課題についてお聞きし、私のこの場からの質問を終わります。

(何事か呼ぶ者あり)

○14番(渡辺正尚議員) 抜けていました。

公共施設利用料金の見直しについて伺います。今回は、パークゴルフ場の利用料金についてのみお聞きします。市内在住者と市外の方との差別をすべきであると考えます。例えば1日の利用料を市外の方には通常料金の100円アップですとか、それが難しければパークゴルフ協会と相談して一日券の利用料を200円から100円アップして一律300円にするほうがよいと思いますが、お考えをお知らせください。

ちなみに、和寒では町内者200円、町外者300円、シーズン券は町内3,500円、町外7,000円にしていますし、剣淵町では一日券300円、シーズン券、町内者8,000円、町外者1万円となっています。パークゴルフ人口がふえている状況や燃料の高騰を考えると、コースの維持費もふえる状況ではないでしょうか。この際、シーズン券の利用料については市内利用者と市外利用者との差別化を検討してはいかがでしょうか、お考えをお知らせください。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長(小野寺一知議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) ただいま渡辺議員から大きな項目で2点にわたり御質問がございました。私のほうからお答えをさせていただきたいと存じます。

初めに、農業振興施策の計画についてというお尋ねでございます。WTOやEPA交渉など国際化の進展とともに、担い手の減少、高齢化、農地の遊休化など農業、農村の活力が懸念される中、国におきましては平成17年3月に閣議決定されました新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、品目横断的経営安定対策や農地・水・環境保全向上対策が本年度から導入され、農業、農村をめぐる情勢は大きく変化をしております。

農政の大きな転換を迎える中で、市は合併1年目に「活力と潤いのある農業・農村を目指して」

を副題といたしまして、新名寄市農業・農村振興計画を計画期間平成19年から28年までを策定させていただきました。計画の推進に当たりましては、市はもとより農業者や関係機関、団体などなどの役割に応じ連携協力をし、推進してまいりたいと考えております。

前期5年の主要施策でありますけれども、国の主要施策である産地づくり対策、品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策の効果的推進と現在8地区実施中の農業基盤整備の推進、土壌診断や各種展示圃場などを設置の農業振興センターの管理運営、担い手の育成確保のため新規就農者助成事業、新たに創設した農業青年の新たな取り組みを期待する農業青年チャレンジ事業などとしております。また、農業、農村を素材とした取り組みに支援するグリーン・ツーリズム推進事業、地産地消を推進するための取り組みとして産業まつりや地産地消フェアの開催を盛り込んでおります。さらに、農業振興地域や食と健康を計画的に推進するため今年度において農業振興地域の整備計画の見直し計画と食育推進計画を策定中でございます。

農業施策推進上の課題でございますけれども、国の政策が大きく転換する中でWTOやFTA農業交渉の行方の問題と同時に、今年度から始まりました品目横断的経営安定対策が農業経営上の所得確保、そして農業再生産につながっていくのかどうか見きわめなければならないと考えているところでございます。また、品目横断的経営安定対策の導入で4品目、小麦、大豆、てん菜、でん原用バレイショの作付が制約される中、新たに振興作物の作付推進、担い手の育成確保、食の安全、安心や地産地消についても課題としてとらえなければならないものというふうを考えているところでございます。いずれにいたしましても、生産者、農業関係機関、団体一丸となり、さらに消費者を含めた異業種の協力を得て農業、農村の振興を図ってまいりたいというふうと考えているところで

ございます。

次に、本年度の農作物の作況の概要についてのお尋ねでございます。本年の天候は、6月から8月までの3カ月間は高温少雨となり、干ばつ傾向が続きました。この間、夏日は平年40日に対しまして48日、真夏日は平年同様7日、降水日数は平年では29日に対しまして21日、降水量は平年276ミリに対しまして119ミリとなっております。特に6月25日から7月19日までの26日間にわたり降水量が全くなく、畑作野菜につきましては大きな影響を受けたところでございます。品目別では、畑作物の小豆、てん菜は回復傾向にあり平年並みですけれども、バレイショは玉数が少なく、収量も低いものというふうに思われます。大豆につきましても莖長が短く、着さや数も少ないため、やや不良の状況にあります。野菜のカボチャは、高温少雨により着果数が少なく小玉傾向でございます。スイートコーンは、雨不足で草丈が伸びず、先端不稔など規格外が多く発生しております。タマネギにつきましても7月の雨不足によりやや小玉となっており、野菜は全般的に並からやや不良の作柄というふうに考えているところでございます。

次に、商店街活性化の考え方について申し上げます。商店街の活性化につきましては、これまで中小企業振興条例に基づき、商店街活性化事業支援としてコミュニティー事業、調査研究事業、空き地空き店舗活用事業等で支援してきたところでございます。本年4月より規則を一部改正させていただきまして、商店街活性化事業を町中にぎわい事業として支援をしているところでございます。

空き店舗対策につきましては、商店街活性化事業支援とあわせて平成16年度に中心市街地空き地空き店舗データベース化事業に取り組み、平成17年度より名寄商工会議所のホームページにて中心市街地の空き地、空き店舗情報を公開しております。平成16年度から平成18年度の3カ年の空き地空き店舗活用事業による活用状況で

申し上げますと、名よせ通5丁目、名寄名店街の各振興組合で合わせまして6件の利用がございました。今年度につきましては、現在まで1件の実績、1件の相談があるところでございます。

また、東西バス路線につきましても懸案でありました乗降問題を改善するため、始発と終点を変更するとともに、東地区住民の要望を受け、生活利便性向上のため駅前商店街にバス停をふやすことに決め、10月1日からの運行となっております。今年初めて開催いたしました第1回なよろアスパラまつりにおいては、従来行っていました名よせまつりを取り込み、実行委員会方式で行い、例年以上の市民の集まりに新たなにぎわいづくりができたところでございます。

また、昨年3月定例会において議員から御提案ございました市内循環バス無料運行について、商店街連合会、名寄商工会議所、なよろ観光まちづくり協会と運行日程などについて協議を行ったところ、てっし・名寄まつりの期間が適当であると確認したところでございます。その期間中、商店街連合会から各商店街振興組合で売り出し企画への取り組みを御依頼申し上げ、昨年から市内循環バスの無料運行を試験的に行いました。その結果、通常期の約2.5倍と多くの市民の利用があり、商店街へのにぎわいづくりに一定の効果が確認できたところでございます。今後無料運行の実施時期等につきましては、議員から御提言ありました定期的な運行を含め、会議所、商店街連合会とも検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、後継者問題でございますけれども、今年5月、商工会議所が調査したところ、中心市街地の150事業所の後継者は38名で、経営者の年齢階層は50歳代以上が87%と大変深刻な状況になっているというふうに思っております。いかにお客さんに来てもらうかは、個店としての創意工夫はもちろんありますが、そこへ誘導することが重要なことと考えております。今後商店街の活性化について、中心市街地活性化基本計

画の策定とあわせて魅力ある商店街のあり方について検討してまいります。

さて、去る7月17日に名寄商工会議所に青年部が設立されました。活動目的は、地域経済の発展、社会一般の福祉の増進で、特にまちづくり及び商工業の振興を図るための調査研究につきましては中心市街地活性化に向けた勉強会を実施しておりますので、連携を図りながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、誘致企業とのかかわりについてのお尋ねでございます。住友ゴム工業につきましては、名寄に誘致以来テストコースへのドライバー激励慰問、市長の本社訪問、庁用車の住友ゴム工業製品の使用、名寄ダンロップ会主催の技術スタッフ歓迎交流会支援と、さまざまなフォローアップを行ってまいりました。この間、住友ゴム工業の社員と市民との交流もあり、市民の間にも住友ゴム工業名寄タイヤテストコースの存在が浸透し、また全国的にも岡山タイヤテストコースとともに、住友ゴム工業の冬期タイヤテストコースには北海道名寄との認識も広まっているところと考えるところでございます。平成17年には、寒冷積雪地域での高速性能評価の充実、北米向け新車装着のオールシーズンタイヤの評価充実を目的としてテストコースの周囲を1,700メートルから2,200メートルへと拡張し、平成18年3月に智東3線2号橋も開通、現在は事務所の増築工事を行っており、周辺整備とあわせ徐々に環境も整備され、今後名寄テストコースのさらなる活用が期待されているところでございます。平成14年9月には、名寄商工会議所会頭、木賀会頭と当時今助役が本社に名寄タイヤテストコース拡張について要望書を提出してきた経緯もございました。御質問ありました通年でのテストコースの利用の要望に関しましては、市長が本社訪問のときなどたびたび要望しているところであり、今後も名寄ダンロップ会と連携を図りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、公共施設利用料金の見直しについて申し上げます。健康の森パークゴルフ場は、平成12年度より有料化となり、利用料金は1人1日200円、税込みでございますが、200円、1人1シーズンは4,200円、税込みでございます。に決定をさせていただきました。単価決定につきましては手数料など、ほかの有料施設と同様、維持管理費に係る経費の一部に充当することとし、当時25%程度の負担をお願いをしたところでございます。また、平成14年度には名寄公園パークゴルフ場もオープンし、両パークゴルフ場を共通で利用できる共通シーズン券も販売をさせていただきました。共通シーズン券は、1人1シーズン5,250円に設定されたところであります。健康の森パークゴルフ場は、有料化から7年経過し、名寄公園パークゴルフ場も5年が経過をいたしました。利用料金の改定は、一般的に一定程度期間の経過や維持管理費の推移、ほかの有料施設の改定時期などを考慮して決定していきたいというふうに思っておりますけれども、それぞれ5年、7年が経過していることから、他市町村の動向なども調査し、検討していきたいというふうに考えております。

また、利用料金に差をつけることとの御提案でございますけれども、市内、市外の見きわめも難しく、御参加いただきます多くの方々の体力の増進、健康の保持、さらには交流人口の拡大の場として活用していただくため、現行のままでいきたいというふうに考えているところでございます。

次に、大きな項目の2点目でございますが、交流人口の拡大についての施策についてお答えを申し上げます。交流人口の拡大について、新名寄市総合計画においては、新市建設計画に記載されております交流活動の推進をベースに策定づくりがなされました。交流人口の拡大の具体化は、多くの分野にかかわる内容のものとなっております、1つ目には交流による宿泊、交通、観光機能の増進、2つ目には情報発信による地域の個性や魅力

の発信、3つ目には視野の拡大、地域のよさ再発見、4つ目には地域づくりの担い手育成、人的ネットワーク、5つ目には訪問、滞在、定住の促進などが議論されており、それぞれの項目で示され、1つずつ具体化に向けて事業取り組みがなされております。例えば市民と行政との協働によるまちづくり、交流活動の推進、創造力、活力にあふれたまちづくり、観光の振興におきましてはふるさと交流や姉妹友好都市交流事業の推進、2つ目には地域からの情報発信を行い、移住、定住の促進、3つ目には祭り、イベントなど観光事業の拡充や道の駅の事業などがあり、スキー場、健康の森、望湖台自然公園、サンピラーパークなどからの情報発信も大きな役割を果たしています。各施設、人と人とを連動させながら、官民が一体となって交流人口の拡大を推進してまいります。

次に、交流人口拡大によって考えられる地域の活性化についてのお尋ねでございます。交流人口の活性化効果は、議員御質問の中にありましたとおり大きく5つの効果と認識しております。直接的には宿泊、輸送、観光などの経済効果であり、地域のイメージアップであり、他地域との交流による意識向上、人材の育成であり、定住効果であると考えております。健康の森周辺の昨年の入り込み客数では、健康の森で7万5,000人、サンピラーパーク交流館で9,200人、トムテ文化の森で2,200人がカウントされており、交流事業に体験を組み込んだ事業展開を推進していくことが今後の事業展開に弾みがつきます。

名寄日進地区では花壇植栽整備など、地域の人びとがみずから動き出し、明るい環境づくりに農村景観とあわせて地域の方々の意識も大きく動いてきています。先月同地区にレストランがオープンをいたしました。さらには、現在もう一店、アイスクリーム店と併設して開業に向け準備が進められている状況でございます。

定住促進において季節的居住では、ことしも一夏奈良県からマンション生活でこの地域の自然を

満喫、楽しまれ、ことしの冬期間は友達を誘ってスキー三昧の予定を組んでお帰りになりました。また、定住につきましては智恵文地区で埼玉県鳩ヶ谷市から移られて先月3日から生活されておられる方もおり、これらのことも含めて人的、経済的な地域振興が図られていくものというふうにご覧いただいております。

次に、魅力ある公共施設の利用促進による期待と今後の課題のお尋ねでございます。公共施設は、住民がそこで活発に活動し、地域づくりの核となることが望ましいと考えています。そこに魅力が発生し、施設事業につきましては住民参加での議論により生まれてくるものと思っております。既存施設でありますスキー場、スポーツセンター、水泳プール、パークゴルフ場などの体育施設、文化センター、公民館、博物館、福祉センターなどの文化福祉施設、健康の森や望湖台自然公園、道立サンピラーパークなどの体験施設などからの情報発信、その中には名寄の恵まれた観測条件を最大限に生かして、これまでに超新星を発見した木原天文台は今後サンピラーパークに改築予定となっております。施設整備の充実を図り、名寄市の夜空の魅力为全国発信することにより、さらに交流人口の拡大が図られるものと期待をしております。さらには、現在建設中の道の駅につきましても施設の魅力について十分協議を重ね、その施設の魅力情報を発信し、利用増につなげていかなければならないと考えております。

交流人口拡大の中には、そのためには利用者ニーズを見据える必要があります。交流と滞在、体験のステージづくりについて、庁内議論はもとより、市民を巻き込んだ活動の推進に努めてまいりたいというふうにご覧いただいております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

先ほど部長が答弁で言われた品目横断的経営安

定対策の導入で4品目の作付が制限され、新たな振興作物の作付推進や担い手の育成確保などが挙げられますが、具体的にどのように進められようとしていますか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 農業振興施策についてお尋ねをいただきました。お米、主要畑作目4品目についてのお尋ねでございますけれども、作物の選定には憂慮しております。この地域は、現在1万ヘクタールに及ぶ耕地面積がございます。この中では、土地利用作物の作付は避けることができないというふうを考えておりますけれども、基幹作物である米を中心にいたしまして、小麦、大豆、小豆、てん菜、青果としてのカボチャ、バレイショ、こういったものの輪作体系を確立した複合経営を推進してまいらなければならないものというふうに思っております。高収益を目指す振興作物といたしましては、野菜、花卉の作付の振興を図ってまいります。特にアスパラ、カボチャ、食用バレイショ、それからスイートコーン、ほかにトマト、ピーマン、軟白ネギ、花卉、食用ユリなどなど、増収を目指してまいりたいというふうに考えております。

これらの増収に当たりましては、振興策といたしまして新産地づくりをベースにいたします作付奨励、さらには低利資金の活用、さらには先ほど申し上げましたように農業青年のチャレンジ事業、それからもう一つにはハウス施設のリース事業の導入等々でございます。一方、JAではバレイショの原料貯蔵施設あるいは真空予冷施設の導入が検討されているというふうに聞き及んでおります。

次に、担い手の部分でお尋ねでございますけれども、担い手につきましても担い手の育成確保は急務であるというふうに考えております。認定農業者、女性農業者あるいは新規就農など、幅広い農業担い手を位置づけして取り組んでまいります。これの施策といたしましては、新規参入の研修を初め、新規就農者への助成の事業あるいは農家子

弟やUターン就農奨励のための新規就農者就農奨励事業、それから農業青年の活動を助長するための農業青年活動支援事業等々を用意をさせていただいているところでございます。また、配偶者のための農業後継者対策協議会の事業なども頭の視野に入れながら取り進めていきたいと思っております。

一方、農業経営を経営者だけでなくして、配偶者や後継者にとりましても魅力的でやりがいのあるものにするために家族経営協定、こういったものについても推進をしてまいりたいというふうな基本的な考え方に立って取り組ませていただいているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 農業施策についてはわかりました。ぜひ前向きに取り組んでください。

次にまいります。市長が行政報告で言われた商店街のにぎわい支援策の1つとして、昨年に引き続き市内バス会社の協力を得て、市内循環線に東西線を加えて市内バスの無料運行実験をなよろアスパラまつり、名寄神社祭開催に合わせて実施しました。1日当たりの平均乗車人数は178人と言われましたが、昨年の平均乗車人員は200人を超えていたはずですが、私は、今のような方法もあると思いますが、集中的にやるのではなく、商店街と相談して商店街のやる気があれば月に1度日曜日に市内バスの無料運行実験を半年ぐらいやってみてはいかがでしょうか。バス会社も言っていました、市内循環バスも日曜日は余りお客さんが利用しないようで、月に1度商店街の売り出しをしてもらえば、それによって中心街のにぎわいできれば市民もバス会社や商店街もよいと思いますが、お考えがあればお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ちょっとデータということで申し上げたいと思っておりますけれども、18年度、去年の乗車の部分で申し上げますと約3

割ほどふえたということでございます。利用期間中につきましては246人ほどございました。そんなことで、19年度につきましては先ほど申し上げましたように2.5倍ほど伸びたというようなことで受けとめさせていただいております。

お答えの中でも申し上げましたように、この件につきましては商店街の連合会、商工会議所あるいはまちづくり協会等々で御相談をさせていただきながら、18年度も19年度もそれぞれ効率的なよりベター、ベストといいたしめようか、そういった方向性での相談の中で取り組ませていただいております。今お尋ねがありましたように、今後もこういったことで効果が得られるのか、皆さんに喜んでいただけるのか、そういったものに十分意を配しながら20年以降の取り組みをさせていただけたらというふうに思っているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） どうも私の考えとは違うのです。ぜひ1日当たり3万円ほどで1日運行してもらえますから、東西線はわからないですけども、日曜日であれば3万円でもいいよと言われてますから、1年目は市で全額負担してでも2年目は商店街に3分の1負担してもらおうとか、3年目は商店街に3分の2を負担してもらってというように徐々に市の負担を減らして、最後には商店街に全額負担してもらおう方法があると思いますが、御見解をお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今議員からお話ありましたように、1日3万円でバス会社と契約をして走らせていただいております。そんなことから申し上げますと、段階的に会議所あるいは商店街連合会、振興組合のほうと話ししてというふうなお話でございますが、今は私どものほうの考え方としては、そういった効果はありつつも、費用負担を求めるといふようなところまではまだ御相

談の域に入っておりませんので、今後話す機会があるかと思っておりますので、そういったことについても旨として、そういった方々とも協議を進めながら取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 6カ月やったら18万円ですからね。ぜひやってみてください。

インターネットで調べたところ、名よせコスモス会女性部では空き店舗を利用して、店舗内には小さなボックスを幾つか用意して月決め料金で貸し出しますと。たとえ小さなスペースでも小さなお店のオーナー、販売することとディスプレイすること等によって制作意欲もさらに向上するのではないかと書かれていましたし、9月にオープン予定と書かれていましたので、もうオープンしていると思うのですけれども、名よせコスモス会のこの行動を部長は御存じですか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 正直申し上げまして、新聞報道で見させていただきました。店内にボックスを設置しということですから、正直申し上げまして私の記事の読み方が上手でなかったのかもしれないけれども、花、フラワーといいたしめようか、そういったものを取り組まれるのかなというふうな押さえ方をさせていただきました。申し上げますと、名よせ通振興組合の女性部の方々が取り組んでいる事業というふうにお聞きをしております。正直申し上げまして、新聞紙上の部分でしか私は承知をしておりました。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 町中にぎわいについては、商店街の要望で行政が中心市街地にいろいろな公共施設を建ててもその有効利用の計画がなければ何もなりません。それと、もう一つは魅力ある商店街づくりであります。市民が主役のまちづくりとは、消費者である市民の声を聞き入れて

中心市街地を変えなければなりません。行政は、そのお手伝いを間接的にすべきと思いますが、そのお考えがあればお知らせください。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今まさににぎわい、中活の部分の取り組みをさせていただいております。先ほど佐藤議員のほうにもお話をさせていただきましたように、中心市街地に再びにぎわいを持ったそういった活力ある地域、いわゆる名寄の顔を、商店街も含めた顔をどうつくるのかというようなことでの御議論を、今緒についたばかりでございまして、これからしっかりと関係者はもとより市民の方々、消費者も含めた多くの方々に御参集をいただいて、多くの方々の思い、情熱、そういったものをくみ上げて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 次に移ります。パークゴルフ場で一日券1000円アップでは、利用状況にもよりますが、例えば1万人で100万円となります。それ以上になるとは思いますが、それとともに私はシーズン券の市内、市外者の差別はすべきであると思いますが、これシーズン券は出なくても差をつけていますよというのが見えればよいと思うのです。シーズン券であれば市外に住んでいるとかわかるので、一日券であればなかなか大変だと思うのですけれども、そのようなことで検討していただけないでしょうか。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） はっきり申し上げまして、庁内の中で今検討をさせていただいております。今議員御指摘のとおり、一日券ですとなかなかわかりづらいと。市内、市外がわかりづらいと。シーズンあるいは通年の部分につきましては、ほぼ市民の方々であろうというふうに予測がつくわけでございます。そんなことも踏まえて、御答弁を申し上げましたように検討してみたいと

いうふうな考え方をしております。そして、先ほど議員がお示しをいただきました沿線のそういった使用料金等々も十分踏まえて改定に向けて検討してみたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 燃料の高騰があるので、今がいいチャンスだと思うのです、出すのであれば。1年間やってみたら、維持費がこれだけ多くなりましたと。だけれども、それは全額でなくても負担してもらいたいというような上げ方というのは今がチャンスだと思いますので、ぜひ前向きに検討してください。

次にまいります。昨年9月14日に交流人口拡大の考え方について質問しましたが、いま一度検証させていただきます。交流人口の拡大の基本的な目的というのが地域の活性化ですとか、経済効果だと思うのです。ジャンプ台に限って言えば、名寄市以外で宿泊をしてジャンプのリフト料が無料ではいけないと思います。ただし、中高校生までは学割にして安くしてもいいと思いますが、当然ながら電気代のみならず、人件費もかかっているわけですから、平成15年のジャンプ台の延べ利用者が3,375名で市内に宿泊した人数は2,271名ですから、1,104名が市外に宿泊しています。1,000名にしても1日500円で50万円です。こんなことはないと思いますが、1,000円で100万円となります。小さな金額でも数がふえると大きな金額になります。リフト台が1日500円程度であれば、市内宿泊と比べても市外に宿泊して利用してもらえないのでしょうか。お考えがあればお願いします。

○議長（小野寺一知識員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 昨年の9月にジャンプ台のリフトの関係について御質問が、また御提案がありました。

それで、今15年のジャンプ台の利用者と、それから宿泊人数について述べられておりましたけ

れども、私ども昨年の10月からことしの9月までのピヤシリシャンツェの利用者の実態を洗い出してみました。それで、利用者については2,863人ということでありまして、うち市内の宿泊者が延べ2,318人、それから市外の宿泊者が延べ428人、日帰りの方、これは下川の選手の方だと思いますけれども、117人ということになります。また、市外の宿泊者につきましては428人で、このうちの大学、高校生が347人、それから社会人が81人という実績をつかんでおります。こうした中で、市外宿泊者が428人ということで、御提案の有料化という部分の中では、大学、高校生について347人と非常に多く、社会人81人ということになりますから、これらについても今後考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

また、現在のリフトの関係なのでありますが、これは選手を無料で搬送するという部分での設置ということで、これは平成5年に設置されたということになります。これは、リフトの利用の料金を徴収するという営業許可はとっていないということも含めて、それらもこれから検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

それから、現在の体育施設については指定管理ということになっておりまして、利用料の変更ということが出てくると、現在は平成18年から20年までの3年間の指定管理ということで、それらの変更を伴うということになりますと、またそれらについての協議もしなければならぬということになりますので、これらについては平成21年からの指定管理の中で研究していくか、それまでに検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

それから、現在新たな展開としてことし8月にジャンプ競技の中ではJOCの認定競技別強化センターに指定をされたということで、これは今までの名寄市でのジャンプ施設設備あるいは大会実

績によってこうした指定がされたというふうに思っております。この中で条件等も無料であるとか、そういったことも多分加味されていると思いますので、これが有料化になるとその辺にブレーキがかかってもちょっと心配な部分があるということでもあります。悩みは尽きないわけですが、今後またさらに検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） それは、山内部長が思っているだけで、きちっと確認してください。

昨年9月に質問したときの今副市長の御答弁では、こうおっしゃっています。「数年来の課題でありまして、ジャンプ台の利用者についての利用料をどうするかということで、ポピュラーなスポーツ施設ではなく、ある意味特定の方が使う台でありますので、非常に各市ともそのジャンプ台の利用料の徴収については頭を痛めているのが実態であります。ただ、札幌の大倉だけは観光施設にもなっているということでもありますので、それについての料金徴収もしている実態がございます。名寄市の場合もいろいろ検討したのでありますけれども、どういうふうにしたら一番いいのか、条例でうたって、今おっしゃるような減免措置を適用させたらいいのかどうか、それとあわせて交流人口の抑制になるのか、プラスになるのか、このような判断もあると思いますので、御意見を検討させていただきたいというふうに思います」と御答弁いただきましたが、ちょうど1年たちましたが、検討結果について具体的に1年間で何回行われて、どのような結論が出たのかをお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 指定管理の関係でいきますと、体育協会が体育施設を管理しているということになります。その中で、このジャンプ競技の部分のリフト料、これは議会でも出ましたので、それらについてもお話をさせていただきますし

たけれども、考え方としてはやはり人数的な部分だとか、それから有料化に伴う足どめといいますか、そんなことも含めて、今はまだそこまで踏み込んでいけるという、そういうような状況ではないような、そういうようなニュアンスの意見も伺っておりますので、御理解を願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 以上で渡辺正尚議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時50分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

副 議 長 熊 谷 吉 正

署名議員 佐 藤 靖

署名議員 高 橋 伸 典